十月三十日付検察官調書

「五百万円借入れの目的について株式買入資金として借り入れたいというような話はこれまで述べたとおり全然出ていない」（記録二四七六丁）

十二月七日付検察官調書

「東京審査部へ出した極度外取引認可申請書に、地主に対して分割払いになるので云々と記載してあるが、そんな具体的な話がなかつたと思います。前にも申したとおり、この場合は千五百万円の定期預金を担保に貸出しするのですから株式投資という申込みがあつても貸出しをお断りすることは致さなかつたと思います」（記録二四七九丁）

との各供述記載があり、これによれば当時長谷川支店長に対し林や松岡から本件金員借入れの目的について株式投資のためである旨の申入れがなかつたことはまことに明白である。

次に長谷川支店長の一審証言についてみると、同人の昭和三十三年十月九日付証人尋問調書（記録四二〇丁～四四四丁）によれば、「借受けの理由については余り詳しく聞いておりません。定期預金の担保であると余り借り入れる事情は詳しくお聞きしません。はつきり記憶していません」と証言したので検察官が「証人は以前検察官の調べの際、林さんの五百万円借入れの目的は貸出事由にも書いてあるとおり北陸電力が林さんの手を通じて土地を買い上げたので林さんからその地主に対する土地代金の支払いに充てるため五百万円借り入れたいとのことであります と述べられたことがありますか」と質問したのに対し「只今はつきり記憶がありません が述べてあればそのとおりです」と答え、また検察官より「何か株式買入資金として借りたいという話がなかつたかとのお尋ねですが、そのような株式買入資金として借入れするというようなお話は林からも松岡さんからもありませんでしたと述べている点はどうですか」との問に対し「お聞きしない気がしました。貸出事由についてもし株式投資の融資だとすれば大体書くつもりです」と答えており、

その他の証言の全趣旨を見ても長谷川支店長の供述は右借入申込みの際、土地代金の話は出た記憶があるが、株式投資のためという話が出たことは記憶がないという趣旨であつて、到底原判決説示の如き「株式投資のための借入れである旨を聞いたか否か明確な記憶がない」という趣旨には解されない。

また、長谷川支店長は裁判長の尋問に対し「極度外取引認可申請書に株式投資のためと書くことは面白くない方法ですが絶対にいけないということはありません。常識問題であつて特別に本店、大蔵省から具体的な方法は示されていません」と証言し更に被告人松岡の反対尋問の際

問　株式投資のための貸出しは本店としても非常に具合の悪いことなのですか

答　はい

問　だから土地買受金だとお書きになつたのですか

答　実は株式投資とはつきり聞いたことはありません

問　株式投資では支店長に汚点がつくのではありませんか

答　特別工作したようなことは御座いません

との問答があるが、同人の証言の趣旨は一般に極度外貸付を行なう場合、貸出目的として株式投資とすることは好ましくないというに過ぎず、本件の場合は千五百万円の預金が担保となつているから、そのことは余り問題ではなく、もし仮りに借入目的が株式投資のためといわれたのであれば大体その旨認可申請書に記載したであろうが、株式投資ということは誰からもはつきり聞いたことがなかつたから、その旨の記載をしなかつたということに帰着し、前記検察官調書の供述記載及び融資申込書の資金使途欄に「不動産売却関係費用及び運転資金」と記載されていることを併せ考察すれば、本件の借入目的について林等は一審判決のとおり土地代金関係といつたものであつて株式投資のためという話は全

然なかつたことが認められるのである。

長谷川支店長は、その立場からしても被告人等に対し故意に事実を歪曲して供述する何等の理由も見出せないのであつて、ただ被告人等の追及によりその供述が多少曖昧にはなつているが、証言の全趣旨は前記のとおりであり、右橋詰恒三、山崎沖之助及び佐藤玄の証言も長谷川の供述や証言を補強するものである。

かかる有力な証拠が存するのに拘わらず、原判決がにわかに措信し難い田中の証言及び上申書を根拠にして、田中は右借入金の使途が株式投資にあつたことを十分知つていたものと認定し、これを覆えすに足る証拠はないと判示しているのは、全く理解に苦しむところである。

第五　補足的説明の結論に対する判断について

原判決は、一審判決がその補足的説明の結論として「被告人林は右金員の授受の趣旨について従来二つの異なつた供述をしているのであり、一つは本件護岸問題解決の謝礼として供与したものであるとする供述、他は株式買入れのための右金員保管を依頼したものであるとする供述であり、而してこれ等の供述において明らかにされている二つの趣旨のみが本件金員授受の趣旨として考えられ得るところのものであるから、この両者の供述が本件に顕われた他の一切の情況証拠に照らしいずれを信用し得るか、若し一方を信用し得ないということになれば必然的に他方を信用し得るということになるので、特に被告人林と下坂順吾との間において生じた事項を取り上げ、それが適法な株買付けのための金員保管の委託関係とは認められないことを説示したわけである。従つてこの両者の間の本件金員の授受関係が右のように株買付けのための金員保管の委託関係とは認められない以上、この趣旨にそう被告人林の前示供述は信用することができず、当然に右金員は本件護岸問題解決の謝礼として被告人松岡に供与したものであるとする前示供述の方を信用し得ることになり、また本件について掲げた判示各証拠は充分右供述の真実性を補強しているものと考えるのであ

る」と説示している点に論及し、右は林の供述につき二者択一論を展開したものであると断じた上

刑事裁判においては審判の対象につき実体的真実を発見することを其の使命とするのであつて、被告人の供述が一途であろうが二途に出でようが若しくは三途に岐れようとも、其のいずれもが実体的真実に合致しない場合には被告人の供述を措信すべきものではない。原判決（一審判決）の如く被告人の供述が二途に出た場合であつても、其の二途以外には実体的真実が存在しないとの前提に立つこと自体が既に誤りであるから、其の一方が措信し難いからといつて直ちに他方を真実なりと認定する二者択一論を以て被告人の刑事責任の存否を決することは人権に対する重大な危険を孕むもので、看過すべからざる謬論である。

と判示している。

一審判決の右説示はその表現が簡に過ぎ誤解を招く点はあるが、その趣旨とするところは、抽象的な一般論として、被告人の供述が二途に出ている場合その二途以外には実体的真実が存在しないとの前提にたつて論じているのではなく、本件の具体的場合において林は前記二つの異なる供述をしており、その供述内容を検討すれば右二つの趣旨のみが本件金員授受の趣旨として考えられ得るところであるが、本件に顕われた一切の情況証拠を綜合した結果、右二者のうち株式買入れのための金員保管の委託関係とは認め難い以上、本論で証拠を挙げて認定したとおり、護岸問題解決の謝礼として松岡に供与したものであると断ぜざるを得ないという意味に帰着するのである。

前にも説明したように、本件贈収賄の事実は補足的説明をまつまでもなく、林、佐藤の検察官調書その他の全証拠によつて優に認定し得るところであり、一審判決の補足的説明は被告人等の公判廷における弁解について、その措信すべからざる理由を説示したにとどまるのであつて、右のいわゆる二者択一論もこのことを強調したにすぎないものと解すべきである。従つてもし被告人等が株式買入資金として右金員の保管を委託したとの主張の外に、二途または三途に出

づる弁解をしていたとすれば、当然これ等に対する判断を示した筈であると思料されるのである。

また原判決は、一審判決がその説示の中で「松岡は下坂が林から受取つた本件金員が護岸問題解決により自己に供与された謝礼たる情を知つていた」旨付言している点を捉え、信憑性の極めて薄弱な林の検察官調書を除き右知情の事実を確認し得る証拠はないと断定しているのであるが、林の検察官調書の信憑性に対する原判決の判断の誤謬については、既に詳論したところによつて明白であり、右検察官調書の外、松岡の知情の事実を推認せしめる幾多の証拠の存在することについてもしばしば説明したところである。

これを要するに、一審判決の補足的説明に対する原判決の判断は、林の検察官調書の信憑性を否定する立場をその前提とした結果、証拠の取捨選択並びにその評価を誤り、ついに重大な事実誤認を冒すに至つたものであつて、到底承服し難いところである。

以　上

経　過　日　表

年月日	関係事項	証拠関係
27、5、3	北陸電力株式会社（以下北電と略称）と片掛部落の間に神通川第一発電所建設を続る協定成立し、片掛部落は北電から開田水利権を取得すると共にその後開田資金三百万円を受領	証第二号（百万円の会計伝票領収書） 証第四号（二百万円の同右） 佐藤利次検事調書（一九八二丁以下） 平井健造一審（業務上横領）の証言（一一二丁）
28、10、31	ダム湛水	山本善次の一審証言（六七一丁）
11、3	ダム湛水により片掛地内ダム沿岸地帯の一部崩壊	林唯義検事調書（二六一九丁）
11、26	片掛部落より北電に対し、湛水による沿岸崩壊につき護岸施行申入	佐藤利次一審証言（一二四〇丁） 証第二二号（内容証明控） 林唯義検事調書（二六二〇丁）
11、29	林唯義、坂野健太郎は石黒、金厚両県議宅を訪問、東野護岸問題につき尽力依頼し承諾を得た	山本善次の一審証言（六七一丁） 証第九〇号（日誌）
28、12、2	石黒、金厚両県議崩壊地の実地調査	同　右
29、2、16	片掛部落より北電に対し文書で護岸施行申入	同　右
2、19	北電より金銭補償はするが、護岸はできない旨の正式回答あり	証第九〇号（日誌） 証第二二号（内容証明控）
30、1、27	部落総代佐藤利次より北電山田社長に対し内容証明郵便をもつて護岸施行申入れに対する回答を要求	同　右 山本善次の一審証言（六六九丁） 同　右 証第九〇号（日誌） 証第二二号（内容証明控）

3、1	内容証明郵便をもつて護岸施行督促
5頃	林唯義が富山市八正園旅館で松岡松平に対し北電との交渉を依頼し、松岡は承諾
	その後松岡より同人の秘書金谷一雄を連絡係として紹介
7、5頃	30、7、5付細入村長同村議会議長名の護岸施行の陳情書作成、その頃松岡松平、衆議院決算委員会（以下決算委員会と略称）等各方面に提出
7、20頃	松岡代議士、金谷一雄、決算委員会調査員村田恒治に対し新聞記事、陳情書（証八五号）等を持参し片掛部落護岸問題を衆議院決算委員会で取り上げて貰うよう陳情
7、26頃	この頃三鍋義三は金谷一雄等に護岸問題を決算委員会で調査できることを伝え、三鍋より上林委員長に対し決算委員会で取り上げて真相を究明するよう依頼
7、28頃	片掛部落委員会で護岸問題について8、3頃松岡代議士来富の節に部落代表者面接し、県及び会社との交渉を進めることを決定
	金谷が決算委員会調査室より7、29の決算委員会で片掛部落問題が審議される旨の連絡を受けその旨松岡松平に伝えた
7、29	決算委員会で松岡委員が片掛部落のダム湛水によ

同　右
松岡松平検事調書（一六八〇丁以下）
林唯義検事調書（二四八七丁以下）
佐藤利次検事調書（一九九〇丁）

証第八五号（陳情書）
宮口久太郎検事調書（一六四一丁以下）
三鍋義三検事調書（一三六五丁）
村田恒治の一審証言（四〇三丁）
金谷一雄の一審証言（九四四丁以下）

金谷一雄の一審証言（九四六丁以下）

金谷一雄の一審証言（九四六丁以下）

第一五号（第二二回国会衆議院決算委員

8、21	る損害補償について通産省関係昭和28年度一般会計歳入歳出決算の審査に関連して質問し初めて決算委員会の問題として取り上げらる
8、18	松岡はその後林唯義に決算委がこの問題を取り上げた事情について、北電は日本開発銀行から資金を借り入れ公益事業として発電所工事をやっているが、発電所建設の予算の中に護岸工事の予算が含まれているとすれば決算委員会として調査できると話す
8、15	林唯義、佐藤利次等代表九名が富山市八正園で松岡松平と面談護岸問題について打ち合わせた
8、11	部落総会で護岸問題の目的達成のため片掛部落沿岸保全期成同盟会の結成を決定
30、8、4	会長　林唯義　副会長　佐藤利次　水戸慶治 委員一〇名 を選出し、同盟会の費用は北電からの開田資金三百万円より支出することを決議
	齊藤大六を招待し、同人は金谷一雄と東野周辺の崩壊地を現地調査、その頃調査作成、日付は7、25に遡及
	片掛部落沿岸保全期成同盟会結成式及び松岡松平友の会片掛支部結成式を行なう
	松岡松平北電訪問

会議録第三一号抜萃参考記録）
証第二四号手紙（30、8、2付石川石より金谷一雄宛）
村田恒治の一審証言（四〇一丁）
金谷一雄の一審証言（九四五丁以下）
黒田久太の一審証言（一三二六丁）
松岡松平検事調書（一六八六～一七四三丁）
林唯義検事調書（二四八八丁）
証第一九号（日誌）

証第一九号（日誌）
佐藤利次検事調書（一九九一丁以下）

証第一九号（日誌）
金谷一雄の一審証言（九五〇丁）
齊藤大六の一審証言（二〇七～二一〇丁）
証第一九号（日誌）

山本善次証言（六七三丁）

9上旬	金谷一雄等上京し通産省及び決算委員会の主だつた委員理事である田中彰治、上林委員長、関谷勝利等に陳情（9、7より9、13まで上京）
9頃	林唯義より決算委員会理事田中彰治に対し尽力依頼
10初頃	神岡線誘致期成同盟会組織について申し合わせた 但し会長以下役員は沿岸保全期成同盟会と同一
12、9	第二三国会決算委員会において、松岡委員が片掛部落の崩壊地域に対する通産省の報告書に対し再調査を要求
12、13	決算委員会において、三鍋委員が片掛部落の崩壊問題を取り上げ参考人呼出しを提案
12、15	決算委員会において、林唯義及び齊藤大六を参考人として喚問、松岡委員等より質問
12、20	本件護岸問題が政府関係機関の収支（日本開発銀行の神通川電源開発融資）に関する独立の調査案件となる 部落総代佐藤利次は平井健造より同人名義の北陸銀行電気ビル支店に預入れの預金残額二百八十一万四百五円を引き継いだ
30、1	

証第九号（メモ三枚）
金谷一雄の一審証言（九五一丁）
証第八号（30、9、9付田中彰治より林唯義、佐藤利次宛贈物（名物）に対する礼状）
林唯義検事調書（二四九〇丁）
佐藤利次検事調書（一九六六丁以下）
弁第一五号（決算委員会議録第二号記録5の1参考記録抜萃）
松岡松平検事調書（一六八七丁、一七四四丁）
弁第一五号（決算委員会議録第三号）
弁第一五号（決算委員会議録第四号）
松岡松平検事調書（一七四五丁）
捜査事項照会について回答（七六八丁）
佐藤利次検事調書（二〇〇五丁）

1、11	松岡松平来富、部落民護岸問題打ち合せのため八正園及び上市町松岡宅を訪問
1、13	部落総会において松岡の北電交渉結果を報告
1、18	決算委上林委員長臼井委員片掛部落の崩壊地の実情調査を行なう、このとき松岡代議士、三鍋代議士も地元代議士として調査に参加
1、19	富山県庁内で上林、臼井委員、松岡、三鍋等は関係人を集め調査を行なう 崩壊に発展性あり何故護岸工事しないかとの発問に対し北電側は発展性はないし、金銭補償にして貰いたいと回答
2、5	林、佐藤は上林、村田、黒田、金谷（臼井を除く）を天仙閣にて接待、その費用八千五百円支出
2、6	林、佐藤等上京 林、佐藤等決算委員会事務局に対し1、19富山県庁における議事録三〇冊提出、なお松岡宅を訪問会社の事情を聞き決算委員会事務局田中彰治、上林委員長に土産物を贈つて謝礼
2、7	臼井委員長より衆議院決算委員会に対し2、7付「政府関係機関の収支（日本開発銀行の神通川電

㊞証第一五号（佐藤箱入手帳）
㊞とは業務上横領事件の証拠品番号である、以下同じ。
同　右
㊞証第二五号
村田恒治の一審証言（二九九丁以下）
黒田久太の一審証言（一三一七丁以下）
林唯義検事調書（二四八六丁以下）
三鍋義三検事調書（一三六五丁以下）
㊞証第一五号
証第一五号（報告書）
山本善次検事調書（六六九丁）
㊞証第一五号
佐藤利次検事調書（二一一三丁）
㊞証第一五号
同　右

同　右
弁第一五号（委員会議事録）

源開発融資）の実情に関する報告書」に基づき報告

林、佐藤委員会傍聴

臼井委員に謝礼

31、2、8 林、佐藤等午前松岡宅訪問、午後決算委員会事務局の黒田、村田、沖野と打ち合わせ

2、25 林、佐藤等午前松岡宅訪問、その後決算委員会事務局を訪ね上林委員長より3、5山田社長が委員会に出頭することを聞知

3、3 林、佐藤等上京松岡宅訪問、決算委員会事務局へ上林委員長訪問

3、5 衆議院決算委員会において山田北電社長を参考人として喚問、護岸問題について主として松岡委員が質問

林、佐藤、齊藤、金谷委員会傍聴

3、9 林、佐藤等松岡宅訪問、松岡の紹介で神岡線の新線計画を聞くため運輸省訪問

3、29 松岡来富

4、3 林、佐藤等は金井副社長、平野課長と面談北電より協定案を出すこととして結論を得ず

4、14 林、金谷上京、松岡宅、田中、上林、臼井、関谷の各委員を訪問

4、17 林、佐藤、金谷、松岡宅で同人と会談、その後第

㊟証第一五号

同　右

同　右

弁第一五号（決算委員会議録第三七号）

㊟証第一五号

山本善次検事調書（二一六一丁）

㊟証第一五号

同　右

同　右

同　右

同　右

二議員会館特別室において上林委員長、田中彰治、松岡松平、会社側山田昌作、山本善次、通産省川上公益事業局長、市浦課長、部落側佐藤、金谷等会談、結論出ず

4、21 平口敬造、松岡宅訪問、林等は反対派の動きを警戒

4、24 佐藤、金谷午前10時半より12時まで

常任委員事務室において

松岡、田中、臼井、上林各委員、北電山本副社長、川上公益事業局長会談

田中、松岡の意見として沿岸山林、畑の一万二千四百坪を坪五百円にて買収すること、斗争費用五百万円、鉄道敷地代約一千万円計二千百二十万円の外鉄道施設献金として二千五百万円合計四千三百二十万円を北電より出すことを提案

山本副社長は社長と相談する旨回答

31、4、25 第一議院会館委員室で山田社長、山本副社長が上林委員長に会い

北電としては土地買収を希望する、部落の運動費用の相当額は出す、鉄道誘致に金は出せないが協力する

と申し入れ

山本善次検事調書（二一六一丁）

㊟証第一五号

証第八号（4、26付林唯義より成一ひろ宛手紙）

㊟証第一五号

山本善次検事調書（二一六一丁）

㊟証第一五号

山本善次検事調書（二一六一丁）

5、6	部落総会を開き婦人会青年会も参加、委員会に対する感謝の決議と請願書作成
5、14	林、佐藤、金谷等部落民約一五名決算委員等に陳情のため上京
5、21	部落民代表一五名及び金谷が松岡宅を訪問約二時間に亘り面談陳情
5、22	続いて上林委員長、田中委員に陳情
5、24	決算委員会において上林委員長証人として山田昌作、鵜飼孝造、林唯義を喚問することを諮り決定 ㈠林、佐藤、金谷の三名は松岡宅訪問、翌二五日の証人喚問につき打合 ㈡林唯義より田中彰治委員に対し、5、25の決算委員会における山田証人鵜飼証人に対する質問事項提出 ㈢山田社長より上林委員長宛「片掛地内崩壊問題解決について」なる解決案提出
5、25	決算委員会は 北電側　山田、鵜飼両証人 部落側　林証人 をそれぞれ喚問、主として上林、田中、松岡委員より質問が行なわれ

証第一四号（感謝の決議と請願書）
㊎証第一五号
証第四八号（細入村片掛部落総会議事録）
㊎証第一五号

同　右

搜査関係事項照会について32、6、22付回答（七七二丁～七七四丁）
㊎証第一五号
証第四七号（山田社長に対し御質問願い度き事項）
証第五一号（31、5、24付林唯義より田中彰治宛手紙）
証第一三号（片掛地内崩壊問題の解決についてと題する書翰）
山本善次検事調書（二一六〇丁）
㊎証第一五号
弁第一五号（決算委員会議録第三七号）
山田昌作の一審証言（七一八丁以下）
山本善次の一審証言（六六九丁以下）

31、5、26	山田証人より解決案につき証言 院内委員室において山田社長、山本副社長、上林、松岡、田中等が面談、上林等の提案に対し北電山田社長は 崩壊土地は適正な価格をもつて買収する。部落の産業開発に協力する 部落側の支出した本問題の斗争費はある程度協力する 旨の解決案の大綱について証言した
6、2頃	山本副社長は上林委員長、村田、黒田事務局員と面談、北電としては 崩壊土地九百坪は二十二万二千円余で買収する 部落の運動経費として三百万円出す 鉄道誘致については金は出せぬが協力すると回答
6、3	松岡、上林の両名は護岸問題で赤坂料亭富司林において会談
6、5 6、7頃	松岡、上林、田中は護岸問題で築地にて会談 院内委員室で山本副社長、上林、田中、松岡の各委員と面談、委員側から 部落側は三百万円はとつくに使つたので運動経費を五百万円要求している

山本善次検事調書（二一六二丁）
山本善次の一審証言（六八〇丁）

山本善次検事調書（二一六二丁）

証第二二号（6、3付金谷より佐藤宛手紙二通）
証第七号（6、5付金谷より林宛ハガキ）
同　右
山本善次検事調書（二一六二丁）

		産業開発資金二千万円とする 土地買収の範囲は会社の案でよい との提案があつた
7、20	常任委員会事務局で山本副社長が上林、松岡と面談、産業開発資金等という理由のない金は出せぬと拒否	
8、23	院内委員室で山本副社長、上林、田中、松岡の各委員と面談、委員から産業開発資金として二千万円を村では要求していると申し入れ	
9頃	佐藤利次は北電より部落に対する協力費予定額として合計二千八百万円を計上し、そのうち謝礼として松岡、田中、上林、臼井の各決算委員及び金谷、斉藤、林、佐藤計八名にそれぞれ二百万円を予定した所謂佐藤メモを作成	
31、9、3	常任委員会事務局で山田社長、山本副社長が田中、松岡委員に会い会社側としては産業開発資金は後廻しにしてくれと申し出たが委員の方では是非今欲しいと部落がいつている旨話あり結論出ず	
9、6	田中事務所で山田社長、山本副社長が田中委員と交渉、北電側より開田水利権を放棄すれば代償として一千万円位出す旨提案、田中は松岡が部落側の要求は二千万円であると話しているといつた	
9、7	松岡事務所で山本副社長、松岡と交渉、松岡は開	

山本善次検事調書（二一六三丁）	
同　右	
証第二一号（佐藤メモ） 佐藤利次検事調書（二一五六丁～二一五八丁）	
山本善次検事調書（二一六三丁）	
山本善次検事調書（二一六三丁、二一七三丁）	
証第一五号（金谷より佐藤利次宛ハガキ）	

		田水利権の放棄は部落として認められない旨の話あり、同日夜松岡渡米のため羽田空港出発
9、8	田中事務所で山田社長、山本副社長は田中委員と交渉、田中より部落側は千五百万円を要求していること、水利権放棄については部落側の意向を聞きたい旨の話あり	
10、1	松岡帰国	
10、11	松岡事務所で山本副社長は松岡と面談、松岡より水利権は放棄できぬ旨の話あり	
10、15～18	林、佐藤、金谷等は松岡宅、田中宅決算委員会事務局訪問 田中、松岡、上林各委員と山本北電副社長と交渉、結論として5、25の山田証言による三項目を基準として、林、佐藤は東野の開田水利権を放棄し、小松屋別館に宿泊18日頃まで滞京 この間林、佐藤、金谷の間に小松屋別館において松岡、田中、上林に対する謝礼について相談	
10、16		

山本善次検事調書（二一六四丁）	
山本善次検事調書（二一六四丁）	
㊞証第一五号手帳 松岡松平検事調書（一七八四丁） 山本善次検事調書（二一六四丁）	
佐藤利次検事調書（二〇五五丁～二〇五七丁、二四〇五丁） 〃（二〇四四丁～二〇四五丁） 〃（二〇六五丁～二〇六六丁）	
林唯義検事調書（二五七二丁～二五七四丁、二五四三丁）	
山本善次検事調書（二一七〇丁、二一七一丁）	
㊞証第一五号 佐藤利次検事調書（二〇五五丁） 林唯義検事調書（二五三一丁）	

		北電より部落協力費一千五百万円、斗争費五百万円を出すこと等を協議する 松岡は北電より協定書及び覚書の案を示され案文に加筆訂正する。文案中水利権の放棄は認めるがその代償として協力費が出るような表現を嫌いこれを削る
	31、10、17	常任委員会事務局で山田社長、山本副社長は田中、松岡委員と交渉、進展せず
	10、20	松岡来富、部落民の一部も出富す富山市電気ビルにおいて山本副社長は松岡と面談、松岡は林に水利権放棄の委任状を取つてくるよう命じてある旨話す 山本は水利権を放棄してくれるなら千五百万円出すことに社内協議する旨回答
	10、21	10、16、11、20の交渉の結果片掛部落沿岸保全同盟会及び神岡線誘致期成同盟会の総会を開き北電の申入れに基づき開田計画を放棄、神岡線誘致のための会長副会長に対する権限委任等を決議総会決議録及び委任状作成す。議案及び委任状の文案作成者は金谷一雄である

証第三五号（協定書案覚書）
山本善次検事調書（二一七五丁）

山本善次検事調書（二一六四丁）

(業)証第一五号
山本善次検事調書（二一六四丁）

証第三一号（委任状）
証第三二号（片掛部落沿岸保全期成同盟会並びに神岡線誘致期成同盟会総会決議録）
佐藤利次検事調書（二〇七三丁～二〇七四丁）
金谷一雄の一審証言（九四〇丁以下）
早瀬兼三の一審証言（二二二丁以下）
平口久吉の一審証言（四六二丁以下）

11、8～10	金谷8日、佐藤9日、林10日、それぞれ上京18日頃まで滞京小松屋別館に宿泊、その間三名は北電との解決を予想し北電より交付される金の管理につき互に疑心を抱く
11、12～10	協定成立（11、20）の一週間程前、小松屋別館に宿泊中、同館において、林、佐藤、金谷の間に、また松岡宅において右三名の外松岡を交えて北電から千五百万円産業協力費が出る場合そのうち五百万円を松岡、上林、田中の三名に贈り松岡に対しては二百万円上林、田中に対しては各百五十万円見当とするが上林、田中に対する分は松岡に一任し松岡から渡して貰うことを相談
11、19	(一)18日林、佐藤、金谷上京23日まで滞京、小松屋別館で宿泊 (二)19日頃小松屋別館で宿泊中林、佐藤、金谷の間で千五百万円の協力費から五百万円を松岡、上林、田中にお礼することに決め、松岡は地元の人で特に尽力をして貰つたから二百万円、上林、田中には各百五十万円とし、なお、上林、田中には直接差上げるのは良くないから松岡から渡して貰つた方がよいとの意見が出て結局三人に対する謝礼は松岡に一任することとした その時林、佐藤の間に松岡の意向も聞いた上金

佐藤利次検事調書（二〇五七丁）
金谷一雄の一審証言（九四〇丁以下）

(業)証第一五号
林唯義検事調書（二五〇一丁～二五〇二丁）
〃（二五六六丁～二五六八丁）
〃（二五七二丁～二五七四丁）
〃（二五四三丁～二五四四丁）
佐藤利次検事調書（二〇四五丁、二〇六六丁）
(業)証第一五号
佐藤利次検事調書（二〇四四丁～二〇四六丁）
〃（二〇五七丁～二〇五八丁）
佐藤利次検事調書（二〇六六丁～二〇六七丁）
〃（三一二六丁）
林唯義検事調書（二五四三丁）

谷に五十万円謝礼することを相談

(一)赤坂ビル松岡事務所において（北電側）山田社長、山本副社長、四方山東京支店長（部落側）林会長、佐藤副会長、外に松岡、菅沢秘書、後に、田中参加の上北電と部落との間の協定書及び覚書に調印

(二)山本副社長より林に対し協力費として千五百万円部落の運動実費相当額として五百万円の計二千万円がそれぞれ北電東京支社長振り出しの北陸銀行東京支店宛銀行渡小切手二通で支払われた

(三)林、松岡、田中、菅沢秘書の四名で住友銀行成城支店に赴き右千五百万円の小切手を林唯義個人名義の一ヶ年の定期預金とした。林は右定期預金を担保として同人振出の支払期日、三ヶ月先の約束手形（この手形の署名の筆蹟は松岡秘書、菅沢進一）により五百万円を借り受けることとし、全部現金で貰いたいと申出たが、同支店長より現金は百万円しか都合ができないと断わられ、支店長振出の自己支払の四百万円の小切手と現金は割引料七万六千五百円を差し引いた残額九十二万三千五百円を受け取つた。この時右定期預金につき千五百万円の残高証明書を

証第七四号　協定書、委任状、覚書
証第三三号　融資申込書、極度外取引認可申請書
証第八一号　担保預書
証第五三号　残高証明書
証第五四号　五百万円約束手形
証第八七号　住友銀行日誌
山本善次検事調書（二一六五丁以下）
長谷川卓児検事調書（二四五〇丁～二四八〇丁）
同人の一審証言（四四〇丁～四四二丁）
橋詰恒三の一審証言（四五九丁～四七二丁）
山崎沖之助の一審証言（四七五丁～四八五丁）
林唯義検事調書（二四九三丁以下）
〃（二四九七丁～二五〇〇丁）
〃（二五三七丁）
〃（二五五七丁）
〃（二五六四丁）
〃（二五八七丁以下）

作成させて受け取つた、一方五百万円の小切手は現金五十万円受け取り、残額四百五十万円は住友銀行富山支店林唯義の預金口座へ振込送金なお右五百万円借入に際し作成された融資申込書の「資金の使途」欄には「地主への土地代金支払資金」「返済方法」欄には「北電よりの土地売却代により支払」と記入され、極度外取引認可申請書の「資金の用途」「弁済の方法」欄にも同旨の記載があり、融資申込にあたり林から用途等について右趣旨の申入れがあつた

(四)支店長室において支店長が席をたつた際、林が松岡に対し「先生方に謝礼したいのですが幾ら位借りたらいいでしようか」といつたら松岡は「五百万円借りておくか」と答えたので五百万円借りることになつた

(五)右四百万円の小切手は居合わせた田中彰治が現金化を約したので林は即日平川町田中事務所において長井ヒデの取扱いで同小切手引き換えに現金四百万円を受け取り松岡事務所に戻つた

松岡松平検事調書（一六八九丁～一七〇三丁）
佐藤利次検事調書（二〇八三丁～二〇八七丁）
〃（二〇四二丁～二〇四三丁）
〃（二〇五八丁～二〇六〇丁）
林唯義検事調書（二五〇二丁）
〃（二五三五丁）
〃（二五四三丁～二五四四丁）
〃（二五七一丁）
〃（二五八九丁）
証第七三号（当座勘定入金伝票）
林唯義検事調書（二六一〇丁～二六一五丁）
〃（二六二六丁以下）
長井ヒデ検事調書（七五一丁以下）
〃（二六四一丁以下）
〃（二六四八丁）

(六)松岡事務所二階において林が松岡の手を通じて五十万円入新聞紙包みを金谷一雄に謝礼として渡した

(七)林は住友銀行成城支店で受け取つた九十二万三千五百円の現金と田中事務所で換金した四百万円の現金計四百九十二万三千五百円を松岡事務所において同人に対する謝礼として風呂敷包みのまま松岡に渡し、松岡は同人がその取締役会長である東和産業株式会社監査役兼経理部長下坂順吾に命じて松岡の書斎の金庫中に納めさせた

田中彰治検事調書（一五四六丁～一五四八丁）	13、11、21
松岡松平検事調書（一六九六丁以下）	
金谷一雄の一審証言（九六六丁以下）	
佐藤利次検事調書（二〇八五丁以下）（二一〇三丁以下）	11、22頃
〃	
林唯義検事調書（二六一六丁～二六一八丁）	
〃（二六三〇丁）	
松岡松平検事調書（一七〇八丁～一七〇九丁）	
林唯義検事調書（二五〇〇丁）	
〃（二五五八丁以下）	
〃（二五七六丁）	
〃（二五九〇丁以下）	
〃（二六一五丁以下）	
〃（二六二八丁～二六三〇丁）	
佐藤利次検事調書（二〇六一丁～二〇六四丁）	11、26頃
〃（二〇六六丁～二〇六七丁）	
〃（二〇七七丁～二〇七）	

(八)同夜赤坂料亭富司林で松岡、田中、上林、林、佐藤、金谷、菅沢は協定調印を祝つて宴会を行なつた

(九)協定書及び覚書に調印された北電との協定を一般第三者に発表するときは協定書の程度にし覚書の金額は発表しないこととしたいと打合せた

林、佐藤等は松岡、上林、田中を訪問し御礼をいい、午後田中経営の国際家蓄研究所を見学、夜は松岡事務所で下坂、坂部、松岡七次等と祝宴

11、26頃　ラジオニュースで北電と片掛部落の間に護岸問題の交渉妥決の発表があつた

林、佐藤は住友銀行成城支店より富山支店へ送金

八丁）	
〃（二一二六丁）	
下坂順吾検事調書（二一八六丁～二一九〇丁）	
〃（二二八二丁～二二八四丁）	
松岡松平検事調書（一七一〇丁～一七一一丁）	
(六)に同じ	
林唯義検事調書（二五〇八丁）	
山本善次検事調書（二一六六丁）	
〃（二一六八丁）	
〃（二一七三丁）	
山田昌作の一審証言（七三二丁～七三六丁）	
㊟証第一五号	
佐藤利次検事調書（二〇三九丁以下）（二〇七六丁）	
〃	
水戸慶治の一審証言（一〇三三丁）	
林唯義検事調書（二〇〇九丁）	

		佐藤利次検事調書（二五一三丁以下）
11、28頃		林唯義検事調書（三〇〇九丁以下）
		佐藤利次検事調書（二五一四丁以下）
11、29		証第一〇号（林の手帳）
		林唯義検事調書（三五一七丁以下）
		佐藤利次検事調書（二〇三六丁以下）
		竹中太市の一審証言（二六四丁～二六七丁）
		平井健造の一審証言（一一九丁以下）
		平口久吉の一審証言（四六九丁以下）
		水戸慶治の一審証言（二九九丁以下、三〇九丁以下）
		佐藤政勝検事調書（一六三二丁～一六三三丁）
		佐藤政勝の一審証言（一〇三四丁）
12、4		下坂順吾検事調書（二一九一丁～二一九二丁）

された四百五十万円を払出し、そのうち二百八十一万円余をあらたに同支店佐藤利次名義の預金に預入れし残り百六十九万円を現金で持ち帰る

林宅で、林、佐藤協議の上齊藤大六に対する十万円平瀬鉄次郎に対する十万円林、佐藤に対する各五十万円その他の経費等を差し引き三十六万円残つたと部落総会に発表することとした

林は富山に出て水戸慶治と打合せを行つた後富山より部落総会の開催について急報で電話し、部落に帰つて部落総会を開き、林より鉄道誘致については北電との申合せにより差し控える、交渉の経費として使つた部落の預金二百八十一万円余は預金として返した上謝礼等を差引き三十六万円残つたことや覚と発表し林、佐藤が各五十万円宛取つたことや覚書の具体的内容は発表しなかつた

この三十六万円は副会長水戸慶治の提唱により林、佐藤に謝礼として贈ることに決議された

なおこの総会に委員中反対派の者が殆んど出席していなかつたので佐藤政勝は佐藤副会長に対し、今日は大事な発表の日であるのに来ていないがみんなにふれ廻つたのかと叱責した

下坂順吾より山二証券株式会社専務取締役横井春

		横井春見検事調書（二四一六丁～二四一八丁）
31、12、8		〃（二四三二丁～二四三三丁）
		証第七七号（買付伝票）
		証第七八号（株券記番号）
12、10		下坂順吾検事調書（二一九二丁）
		横井春見検事調書（二四一八丁）
		〃（二四三三丁）
		証第一七号（齊藤より佐藤宛手紙）
		林唯義検事調書（二五二三丁、二六〇七丁）
12、23		佐藤利次検事調書（二〇三八丁、二〇七九丁～二〇八一丁）
		平口敬造の一審証言（一五六丁～一六五丁）
		島繁の一審証言（一一三九丁以下）
		〃（二〇七丁以下～二一六丁）
		平井健造の一審証言（一二〇丁～一二一丁）
		坂野健太郎の一審証言（一四二丁）

見に対し「東和産業だが何か儲かる株はないかと先生がいうておられるのだが」と電話で志村化工及び日鉄汽船の株各一万株を注文した

その際適当な名前で買つてくれといわれ山二証券では買付伝票に「松山」と記入した

下坂順吾は山二証券に赴き四日注文した志村化工、日鉄汽船各一万株の株券を受領し代金二百十八万円を現金で支払つた

林から齊藤大六に対し謝礼として十万円渡した

年二回行なわれる部落万雑割を決定する部落委員会及びそれに引き続き部落総会が開かれたが、その席上平口敬造等一部の委員から北電との協定でいくら部落に金が来たか、部落共有金二百八十万円余はどのように使われ、どうして三十六万円残り林、佐藤がこれを報酬として受け取つたのか明細を明らかにせよ、と北電との協定の内容及び交渉の経費等明細発表方を要求し、若し発表がなければ万雑割を決定できない旨主張したが、林、佐藤はこれらの点は既に11、29の部落総会で発表しないことに承認を得ているので発表できないと拒否したので約十名の者が退席した

その後退席者を除き新に委員を改選し万雑割を決定した
この頃から平口敬造等十三名の反対派の動きが表面化してきた

12、25　平口敬造等十三名の反対派は連名で片掛部落総代佐藤利次及び沿岸保全同盟会長林唯義宛に部落共有金二百八十余万円の支出明細、開田水利権を喪失した責任の所在、北電との協定の内容を明確にするよう要求した昭和三一年一二月二五日付「声明書」と題する書面を佐藤及び林に送つた

32、1、2　部落委員会開く
部落総代は佐藤利次より水戸慶治に林方で引き継がれたものと認められる

1、6　林方において佐藤利次、水戸慶治会談

1、7　部落初総会　三七名集まり酒宴

坂口仙太郎の一審証言㊞（一八五丁以下）
早瀬兼三の一審証言㊞（二一五丁以下）
中川元次郎の一審証言㊞（二三七丁以下）
絹川健治の一審証言㊞（二五六丁～二五九丁）
水戸慶治の一審証言（三〇二丁、三〇四丁）
〃　㊞（二五六丁以下）
竹中太市の一審証言㊞（二六四丁～二六七丁）
林唯義検事調書（二五四七丁）
佐藤利次検事調書（二〇七九丁～二〇八一丁）
平井健造の一審証言㊞（一二一丁～一二八丁）
早瀬兼三の一審証言㊞（二三〇丁）
声明書写（公判未提出）
佐藤政勝検事調書（一〇六二丁）
佐藤利次検事調書（二〇七七丁～二〇八一丁）
証第二九号（水戸手帳）
証第二九号（水戸手帳）
証第二九号（水戸手帳）

この頃佐藤から林に松岡に謝礼をしたかと聞いたところ、してある旨答えた

32、1、9　松岡松平富山市に来る、林、佐藤等出富面談部落委員会鉄道誘致の陳情につき打ち合わせ

1、13　林、佐藤、水戸等片掛、東猪谷、小島、吉野の各部落民十四名は13日夜行にて上京
14日松岡宅訪問各方面陳情
15日林、水上を除き日光見物
16・17日松岡の案内で陳情　17日林、佐藤を除き帰富

林は21日まで滞京、その間林は松岡宅で「北電から貰つた金の件についてはまだ部落に発表していない、前に先生に渡した謝礼等も発表する訳にも行かないのでまだ発表していないが部落ではこの発表されていないことについて騒いでいる」旨反対派の動きについて報告した。松岡は五百万円は謝礼として貰つたのでなく、株を買つたことにすればよい、自分は二百万円だけ志村化工及び日鉄の株を買つてあるから残りの三百万円を準備して

佐藤利次検事調書（二〇七七丁）
佐藤利次検事調書（二〇六〇丁～二〇六一丁）
〃　（二一二六丁）
証第一〇号（林手帳）
佐藤利次検事調書（二〇七七丁）
〃　（二一四二丁～二一四三丁）
証第二九号（水戸手帳）
㊞証第一五号（箱入手帳メモ）
林唯義検事調書（二五四六丁～二五四八丁）
〃　（二五六〇丁～二五六一丁）
〃　（二五八一丁～二五八二丁）
〃　（二六〇八丁）
〃　（二六二三丁）
佐藤利次検事調書（二〇六〇丁～二〇六一丁）
大森祐庚検事調書（一三七九丁～一三八二丁）
水上清太郎検事調書（一三九二丁～一三

持つて来いと命じた
この時松岡は買つてある株は日鉄汽船と志村化工の株であるといつた
この頃佐藤からも同様反対派の動向を松岡に伝えた
林唯義は松岡から言われた三百万円を準備すべく北陸銀行電気ビル支店で株券を担保に借入の申込みをしたが断られる

1、下旬

林は同じく三百万円調達のため住友銀行富山支店へ行き金融を申し込んだが断られた

2、3

平口敬造は弁護士深井竜太郎を代理人として内容証明郵便をもつて林唯義会長宛に2・3付催告書と題する
㈠護岸問題に要したる部落共有金二百八十余万円につきその使途の詳細
㈡護岸問題に関し北電との交渉顚末並びに協定の内容について2・9までに回答を要求した書面を送つた
林は自宅へ、佐藤利次、佐藤政勝、水戸慶治の三

32、2、10頃

証第二九号（水戸手帳）

佐藤利次検事調書（二〇八一丁～二〇八二丁）
林唯義検事調書（二一五八二丁）
〃（二六〇九丁）
安川宏検事調書（一六四七丁～一六四九丁）
林唯義検事調書（二一五八二丁）
〃（二六〇九丁）
松村政行検事調書（一六五〇丁～一六五一丁）
平口敬造の一審証言㊞（一五七丁）
平井健造の一審証言㊞（一一九丁）
早瀬兼三の一審証言㊞（二二七丁）
催告書写（公判未提出）
佐藤利次検事調書（二〇七九丁～二〇八一丁）

名を呼び松岡に謝礼として五百万円を渡したが、北電から貰つた金の問題で部落の反対派が騒ぎ出し問題となる虞れがあるのでその五百万円は謝礼として渡したのではなく、松岡に株を買つて貰うために渡したことにした、ついては五百万円のうち二百万円は松岡の方で都合するが残り三百万円は用意して貰いたいと頼まれたので、そのうち百五十万円は林の方で用意するが残り百五十万円は各五十万円宛用意して13日までに持つて来て貰いたい旨依頼した

2、13

㈠林唯義は北電の株三千株を島大証券で百六十万円で売却し、北陸銀行清水支店振出しの百六十万円の線引銀行支払小切手を準備した外北陸銀行電気ビルの十万円の小切手の外現金十五万円を準備する
㈡佐藤利次は住友銀行富山支店の五十万円の定期預金を中途解約して引き出し林に届けた

林唯義検事調書（二五四九丁～二五五〇丁）
〃（二五八二丁～二五八三丁）
佐藤利次検事調書（二〇六二丁～二〇六四丁）
〃（二〇六七丁～二〇六八丁）
佐藤政勝の一審証言（一〇三八丁～一〇四一丁）
水戸慶治の一審証言（二五七丁～二六二丁）
証第八三号（百六十万円小切手）
証第八四号（十万円小切手）
島谷宗平検事調書（一六六〇丁～一六六一丁）
林唯義検事調書（二六三四丁）
証第二〇号（借用証書）
林唯義検事調書（二五五〇丁～二五五一丁）
〃（二五六四丁～二五六五丁）
〃（二五八三丁）

㈢水戸慶治は林に十五万円用意して渡した

㈣佐藤政勝は前日頃電話で細入村郵便局に五十万円程定額貯金を下したい旨連絡した上、妻をして自己及び父栄太郎妻琴名義の定額貯金七通の全額五十七万九千五百四十五円を引出し、うち五十万円を林に貸与した

2、14

㈠林唯義同人妻ひろ、佐藤利次同人息子利一、大森祐庚、水上清太郎の六名は岐阜経由で、その他部落民約八名は直行でそれぞれ鉄道誘致の陳情等のため上京した。他の者は2、16帰つたが林、佐藤は2、21まで滞京

㈡佐藤政勝は細入村郵便局に父栄太郎名義で十万円の定額貯金をした

32、2、15

㈠林は松岡に対し松岡事務所において用意して来た三百万円（小切手二通及び現金）を松岡に渡した、その際林の印鑑を下坂に渡した

佐藤利次検事調書（二一二四丁）
〃　（二一二四丁）
水戸慶治の一審証言（二五一丁～二五七丁）
佐藤政勝検事調書（一〇六四丁～一〇六六丁）
同　人の一審証言（一〇四一丁～一〇四三丁）
阿折俊正検事調書（一六五三丁～一六五五丁）
佐藤琴検事調書（一三六九丁以下）
林唯義検事調書（二五五一丁～二五八三丁）
佐藤利次検事調書（二〇六二丁～二〇六八丁）
大森祐庚検事調書（一三七八丁）
水上清太郎検事調書（一三九二丁）
林ひろ検事調書（一三七八丁以下）
佐藤政勝検事調書（一〇六六丁）
阿折俊正検事調書（一六五五丁）
林唯義検事調書（二五八三丁～二五八四丁）
〃　（二五五二丁～二五五四

㈡林は松岡事務所より宿所に帰る途中現金八万五千円余、万年筆及び部落反対派の内容証明郵便等が入つた鞄をタクシーの中に置き忘れた

㈢下坂は山二証券の横井に対し電話で志村化工二万株の買付を依頼し、山二証券は買付伝票の委託者欄に「松岡」と記載

佐藤利次検事調書（二〇六二丁～二〇六四丁）
〃　（二一三三丁）
水上清太郎検事調書（一三九六丁以下）
大森祐庚検事調書（一三八〇丁以下）
下坂順吾検事調書（二一九七丁）
〃　（二二〇七丁）
〃　（二二六五丁）
林唯義検事調書（三八二九丁）
佐藤利次検事調書（二一三五丁）
林ひろ検事調書（一三七五丁）
大森祐庚検事調書（一三八六丁以下）
水上清太郎検事調書（一三九八丁）
証第七七号（付買伝票）
証第七八号（株売買台帳）
横井春見検事調書（二四一八丁）
〃　（二四三三丁）
〃　（二四三四丁）
〃　（二四四七丁）
下坂順吾検事調書（二一九四丁）
〃　（二一九八丁）

2、16　林、松岡は住友銀行成城支店に赴き鉄道誘致運動の費用に充てるため百万円借増しするため千五百万円の定期預金を担保として五百万円の約束手形を六百万円に書き替え割引料を差し引き現金五万円を受け取つた外、八十五万九千五十円を住友銀行富山支店の林の口座に払込み送金せしめた

32、2、20　下坂は山二証券を訪ね15日注文の志村化工二万株の代金二百八十万九千円を現金百十万九千円と林が15日松岡に渡した百六十万円及び十万円の小切手二通をもつて支払い、右株券を受け取つた

証第八六号（日誌）
証第八七号（日誌）
証第五五号（利息割引料勘定書）
証第五六号（約束手形控）
林唯義検事調書（二六二五丁）
〃（二六五八丁～二六五九丁）
佐藤利次検事調書（二〇九六丁～二〇九七丁）
〃（二〇九八丁、二一二九丁）
〃（二一三五丁）
佐藤玄の一審証言（四四七丁～四五一丁）
橋詰恒三の一審証言（四六二丁）
下坂順吾検事調書（二二五七丁）
松岡松平検事調書（一七六六丁）
証第八三号（百六十万円小切手）
証第八四号（十万円小切手）
証第五九号、第六一号、第六三号、第六五号、第六六号（株券）
横井春見検事調書（二四三三丁～二四三四丁）
〃（三四四〇丁）

2、21　下坂は志村化工及び日鉄汽船を訪ね先に買い入れた志村化工三万株及び日鉄汽船一万株の株主名義の書替手続を行ない日鉄汽船株については21日、志村化工株については、28日頃書替えを終つて右各株券を受け取つた

3、3～13　林、佐藤、富山へ帰る

4、3　林上京

4、7　林、佐藤上京

(一)平口敬造等十三名は高見之忠、島崎良夫、両弁護士を代理人として、林唯義を業務上横領又は背任で告発した。この前後頃大沢野署が内偵を行なつた

その頃告発の事実が北陸夕刊に報道された

(二)その後北電から片掛部落に対して千五百万円と五百万円が渡された旨の記事が北日本夕刊、富山新聞に掲載された

松岡が上市町自宅に帰り松岡松平友の会開かる。

下坂順吾（二一二四丁）
〃（二二〇二丁、二二五九丁）
〃（二二六一丁）
証第七〇号（株主票二枚）
下坂順吾検事調書（二二〇八丁）
〃（二二二五丁）
林唯義司法警察員調書添付一覧表（三〇九〇丁）

同一覧表（三〇九〇丁）
同一覧表（三〇九〇丁）
水上清太郎検事調書（一三九一丁）
林唯義検事調書（二六〇七丁～二六〇八丁）
〃（二六三七丁）
平井健造の一審証言㊞（一二九丁）
早瀬兼三の一審証言㊞（二二七丁）
佐藤利次検事調書（二〇三五丁）
〃（二一四一丁）
佐藤政勝検事調書（一六三四丁）
告発状（公判未提出）
証第一〇号（林手帳）

	この日林、佐藤は富山新聞北日本夕刊二〇部購入	
4、8	松岡に対し告発事件につき報告	
	林、佐藤は富山市高井千尋弁護士を尋ね打合せを行なつた	
4、12	林、佐藤は高井弁護士を訪ね打合せを行なつた	
4、13	林、佐藤、元吉大沢野署長と面談、更に北電を訪ね山本副社長に会い協定内容の発表について意向を訊した	
4、16	松岡は、林、佐藤を出張先の大阪市新大阪ホテルへ呼び部落反対派の動き及び警察の動向につき聴取	
4、18	同日付の片掛部落総会決議録が作成されており果して部落総会が開かれたか否か疑問はあるが決議録によればこの時初めて北電よりの交付金が二千万円であることが発表され、反対派十三名を誣告罪で告発すること等を決議	
4、20	林は高井弁護士を訪ね、手料料五万円を渡し打合せを行なつた	
4、22	(一)林は4、18の部落総会決議録のタイプ注文のため富山に赴く	
	(二)松岡より住友銀行成城支店に対し林唯義個人名	

	林唯義検事調書（二六三七丁）
	佐藤利次検事調書（二一四三丁）
	証第一〇号（林手帳）
	証第一〇号（林手帳）
	林唯義検事調書（二六二八丁）
	証第一〇号（林手帳）
	佐藤利次検事調書（二一〇一丁）
	山本善次検事調書（二一七一丁）
	証第一〇号（林手帳）
	松岡松平検事調書（一七六八丁）
	林唯義検事調書（二六三八丁）
	佐藤利次検事調書（二一四一丁）
	証第六号（部落総会決議録）
	証第一〇号（林手帳）
	証第一〇号（林手帳）
	証第八六号（銀行日誌）

4、23	義の預貸金につき部落代表者名義に書替え方の申入れがなされた	
	(一)林は富山に出てタイプ代を支払い午后高井弁護士を訪問	
	(二)下坂より山二証券の横井に対し九十三円の指値で志村化工一万株の買付けの申込みをなし同日一千株が買付けられた	
4、24	買付伝票の委託者名義は「松田」と記載	
	前日申込みの志村化工九千株買付けさる委託者名義右に同じ	
4、25	林、佐藤は大沢野署へ出頭し事情説明	
4、26	林、佐藤は前日同様大沢野署へ出頭して事情を説明。なおその後、東京及び富山高井弁護士へ電話で連絡	
4、27	林は富山は高井弁護士と打合せを行ない林、佐藤の両名は上京5、5まで滞京	
32、4、28 5、5～	(一)林、佐藤は松岡の紹介で近藤弁護士、大庭弁護士に事件を依頼し五反田の松岡宅、赤坂の松岡	

	証第一〇号（林手帳）
	証第七七号（買付伝票）
	横井春見検事調書（二四四三丁以下）
	下坂順吾検事調書（二二〇三丁～二二〇四丁）
	同　右
	証第一〇号（林手帳）
	林唯義検事調書（二六三八丁）
	佐藤利次検事調書（二一四四丁）
	城田幸里の一審証言（一八六九丁）
	同　右
	証第一二号（林手帳）
	林唯義検事調書（二六三八丁～二六三九丁）
	佐藤利次検事調書（二一四四丁）
	同　右
	松岡松平検事調書（一七一五丁以下）

事務所等を往来して対策の打合せを行なつた
(二)4月下旬下坂より山二証券の横井に対し12、4
及び2、15買付けの申込みをした日鉄汽船一万
株及び志村化工三万株の買付依頼人の名義を林
唯義と書替え方を依頼し買付伝票及び株券記番
号帳等に「松山」「松岡」とあつたのが林唯義
又は林と書き替えられこの時また下坂より横井
に対し百六十万円の金額で損得なしで売買した
ような株式売買の計算書の作成方を依頼し、そ
の後下坂は横井より林唯義名義の東洋紡九千株
の架空の実物取引計算書（二通）を受け取つた

5、6

林、佐藤は近藤弁護士、大庭弁護士と共に片掛部落へ帰り、松岡も上市町自宅に帰つた。近藤弁護士等は部落公民館に部落民を集め北電問題について説明を行なつた外検察庁、大沢野警察署を訪ねた

5、7

近藤弁護士等は部落民有志をつれて上市町の松岡

〃　（一七七一丁～一七七三丁）
証第二八号（実物取引計算書二通）
証第七七号（買付伝票）
証第七八号、証第八二号（株券記番号帳）
横井春見検事調書（二四二五丁以下）
〃　（二四三五丁以下）
〃　（二四三九丁～二四四三丁）
〃　（二四四七丁以下）
〃　の一審証言（五六一丁以下）
下坂順吾検事調書（二一九四丁）
〃　（二二〇五丁以下）
〃　（二二二二丁）
〃　（二二三九丁）
林唯義検事調書（二五六二丁～二五六三丁）
証第二九号（水戸手帳）
近藤航一郎の一審証言㊞（三七一丁以下、五八二丁以下）
林唯義検事調書（二六三九丁）
同　右

5、9

宅を訪ね、部落民より説明を聞いた
(一)林、佐藤の両名に対し警察の家宅捜索が行なわれるや警察から任意出頭の呼出しを受けたが両名は夕刻再び上京し、5、24まで滞京宿所を転々として、近藤、大庭弁護士等と打合せを行なつた。家宅捜索の際佐藤方では証拠書類をセメント袋に入れ籾殻の中に隠していた
(二)下坂より、4、23、24買付した志村化工一万株の代金九十四万六千四百円が山二証券に支払われた

5、10

近藤弁護士の事務所において林、佐藤から近藤弁護士にそれまで松岡の金庫に保管されていて下坂から林に引き渡された
志村化工株券　三万株
日鉄汽船株券　一万株
住友銀行成城支店預金関係書類
林の印鑑
現金一万一千円

証第二七号（林手帳）
林唯義検事調書（二六三四丁以下、二六三九丁）
佐藤利次検事調書（二一三八丁）
近藤航一郎の一審証言（三七四丁以下）
城田幸里の一審証言（一六八九丁～一六七〇丁）
西野義治の一審証言（一八一九丁～一八二三丁）
元吉甚一の一審証言（一九二六丁）
池田吉太郎の一審証言（一八一九丁～一八二三丁）
証第七七号（買付伝票）
横井春見検事調書（二四四三丁以下）
証第五七号（引継メモ）
近藤航一郎の一審証言（三七四丁以下）
松岡松平検事調書（一七〇五丁～一七〇六丁）
下坂順吾検事調書（二二六二丁以下）
〃　（二二七〇丁以下）
〃　（二二一〇丁）
〃　（二二一八丁）

	等が引き継がれた
32、5、13	この時林が下坂から受け取つていた下坂作成の引継書（証第五七号）も渡された
	この引継書には預り金五百万円とし志村化工三万株日鉄汽船一万株買い入れ残金一万一千円となるの記載あり
5、14	警察官は林、佐藤逮捕のため上京して約一週間捜査したが所在不明のため果さなかつた
	㈠林が住友銀行成城支店へ百五十万円借増しに行つたが松岡、近藤弁護士等と連絡の結果取止めとなつた
	㈡下坂は志村化工の増資新株三万株の払込金百五十万円を第一銀行丸の内本店において支払つた

安部茂の一審証言（一八九七丁以下）
池田吉太郎の一審証言（一八五一丁以下）
証第八六号（住友銀行日誌）
証第六九号（株式申込受付書）
林唯義検事調書（二五九七丁～二五九九丁）
橋詰恒三の一審証言（四六三丁～四六四丁）
近藤航一郎の一審証言（三八四丁以下）
下坂順吾検事調書（二二六四丁）
高橋孝の一審証言（四八八丁以下）
林唯義検事調書（二五九七丁～二五九九丁）
下坂順吾検事調書（二二一二丁～二二一三丁）
〃（二二六三丁）
佐藤利次検事調書（二一一〇五丁）

5、24	㈢毎日新聞、東京新聞その他の新聞に北電の片掛部落に対する補償問題についての紛争記事が掲載され、また反対派の陳情があつて衆議院決算委で松岡松平等は主として北電から協定金の保管等につき質問を受けた
	近藤、大庭弁護士は林、佐藤と協議の上、林、佐藤の横領容疑金百十三万円を部落総代水戸慶治名義で住友銀行富山支店に預金し部落へ返納した
5、24	この頃近藤弁護士は同日付林、佐藤両名作成名義の「親愛なる片掛のみなさん」と題する弁明書を作成し部落民五四戸に配布した
5、25	林、佐藤は近藤、大庭弁護士に伴われ大沢野署へ出頭即日逮捕状執行さる
5、27	下坂は山二証券に対し4、23、24買付けした志村化工一万株の株券の保管方及び株主名義を山二証券に書替え方を依頼した
32、6、8	大沢野警察署員が佐藤政勝、及び水戸慶治の各自宅を捜索した
6、15	林、佐藤は業務上横領で起訴された
6、23	富山県警察本部員が赤坂ビル内松岡事務所及び東

弁証第一五号証写（決算委員会議事録第三六号）
証第八六号（住友銀行日誌）

林唯義検事調書（二六三五丁）
近藤航一郎の一審証言（三九〇丁）
水戸慶治の一審証言（二五五丁以下）
証第四三号（弁明書）
近藤航一郎の一審証言㊞（三七八丁以下、五九三丁以下）
佐藤利次の一審証言（一四五四丁～一五四七丁）
近藤航一郎の一審証言㊞（五〇五丁）
証第八一号（預り証写）
横井春見検事調書（二四四三丁以下）
押収品目録請書（公判未提出）
佐藤については捜索差押調書（公判未提出）

昭和32、6、23付警部補松井好雄、同日

	京都品川区五反田松岡方の自宅、横浜市戸塚区矢部町下坂順吾方の自宅、東京都千代田区平河町田中彰治方の自宅を各家宅捜索した
7、8	(一)林、佐藤は保釈出所した (二)松岡に対する逮捕状が発付された
7、9	(一)富山県警察本部員が松岡逮捕のため上京したが所在不明のため逮捕状を執行することができなかつた (二)松岡は東京都港区赤坂伝馬町前田病院に入院した
8、26	松岡は前田病院を退院し、直ちに長野県軽井沢の同人の別荘に移つた
9、30	松岡は富山県警察本部に出頭した
33、1、27	林、松岡は本件贈収賄事件で起訴された

（昭和三十六年六月六日付）

付警部補山田稔、同日付田島喜一各作成の差押執行状況報告書等（公判未提出）

保釈許可書及び保釈通知書

昭和32、7、22付巡査部長池田吉太郎外一名作成の捜査状況報告書

昭和32、7、27付医師前田友助作成の診断書及び意見書（公判未提出）

昭和32、9、8付警部石川繁雄作成の捜査状況報告書（公判未提出）

昭和32、10、1付司法警察員調書（三二〇九丁以下）

以上

昭和三七年(し)第一一号

決定

栃木県都賀郡中村大字下河原田四〇二番地

申立人　吉田石松

右代理人（弁護士）　円山田作　後藤信夫　荻山虎雄　小田良英　永井正恒　高井吉兵衛　加藤義則　小川剛　若山資雄　有松祐夫　森辺千茂　渡御夫　上田直吉

右申立人に対する強盗殺人被告事件につき大正三年七月三一日名古屋控訴院が言い渡した確定判決に対する再審請求事件

昭和三七年一〇月三〇日決定　昭和三七年(し)第一一号

昭和三七年一〇月三〇日決定　昭和三七年(し)第一一号

につき、昭和三六年四月一一日名古屋高等裁判所がした再審開始決定に対し、原審検察官から異議の申立があり、同三七年一月三〇日同裁判所は、右再審開始決定を取消し本件再審請求を棄却する旨の決定をし、申立人からこれに対し特別抗告の申立があつたので、当裁判所は、検察官の意見を聴いた上、次のとおり決定する。

主　文

原決定を取消す。

本件再審請求事件につき名古屋高等裁判所がした再審開始決定に対する原審検察官の異議申立を棄却する。

理　由

本件特別抗告の申立理由は、末尾添付書面記載のとおりである。

本件記録によれば、申立人吉田石松に対する強盗殺人被告事件について、第一審名古屋地方裁判所は、大正三年四月一五日、申立人を死刑に処する旨の判決を言い渡し、これに対し申立人より控訴の申立があり、第二審名古屋控訴院は、同年七月三一日、第一審判決を取消し申立人を無期懲役に処する旨の判決を言い渡し、これに対し申立人から更らに上告の申立があつたが、同年一一月四日大審院において上告棄却の判決がなされた結果、右第二審判決は同日確定し、申立人から現行刑訴法の施行後である昭和三五年一一月二八日、右確定判決たる第二審判決を対象として本件再審請求がなされ、名古屋高等裁判所は、昭和三六年四月一一日再審開始決定をしたが、原審検察官からこれに対し現行刑訴四二八条二項に基づく異議の申立があつたので、同裁判所は、同三七年一月三〇日、右異議申立を適法であると認め、再審開始決定を取消し本件再審請求を棄却する旨の決定（以下これを原決定という。）をなし、これに対し申立人から本件特別抗告の申立がなされたことが認められる。

右事実によれば、申立人に対する前記強盗殺人被告事件は、旧旧刑訴法（明治四二年法律九六号）の下において、その公訴の提起があり、且つ、終結した事件であることが明らかである。

ところで刑訴法については、その後順次法律の改正がなされたのであるが、旧旧刑訴法に代つて施行された旧刑訴法（大正一一年法律七五号、大正一三年一月一日施行）六一六条一項は、「本法ハ本法施行前ニ生シタル事件ニ亦之ヲ適用ス」と規定し、また現行刑訴施行法（現行刑訴法と共に昭和二四年一月一日施行）は、三条、三条の二所定の例外の場合を除き、その二条において、「新法施行前に公訴の提起があつた事件については、新法施行後も、なお旧法及び応急措置法による。」と規定している。そして右施行法二条にいう「新法施行前に公訴の提起があつた事件」とは、昭和二三年一二月末日までに公訴の提起があつた事件をいい、その現に第一審に係属中たると上訴審に係属中たるとを問わず、またその判決が確定し執行の段階にあるものたると既に執行を終つたものたるとを問わず、すべてこれを含む趣旨である。従つて、本件再審請求事件は、現行刑訴法施行後にその請求がなされたものではあるけれども、前記の如く現行刑訴法施行前に公訴の提起があつた事件に関するものであるから、右施行法二条の定めるところにより、なお旧刑訴法及び日本国憲法の施行に伴う刑訴応急措置法（以下単に応急措置法という。）によつて処理されるべきものであつて、これに対し現行刑訴法が適用あるものと解すべきではない。

しかして、旧刑訴法及び応急措置法は、現行刑訴四二八条二項に該当する規定、即ち高等裁判所がした決定に対し更らにその高等裁判所に異議の申立をする制度を認めていない。それ故、高等裁判所が、いわゆる旧法事件（本件の如き再審請求事件等を含む。）についてなした決定に対しては、応急措置法一八条により特別抗告をするは格別、異議の申立をすることは許されていないのである。このことは、高等裁判所が、右決定をするに当り、前記施行法二条の規定により旧刑訴法を適用すべきであつたにも拘らず、誤つて現行刑訴法を適用した場合においても、同様に解すべきである。蓋し、かかる高等裁判所の誤つた法令適用によつて、法律によつていわゆる旧法事件とされたものが、いわゆる新法事件に転化すべき理由がないからである。

昭和三七年一〇月三〇日決定　昭和三七年(し)第一一号　三

原決定が以上と見解を異にし、本件再審開始決定に対する原審検察官の異議申立を適法と認めたのは、右施行法二条の解釈を誤つたものであり、原決定と同趣旨に出でた昭和三四年(す)第二五七号第二小法廷決定は、これを変更すべきである。

右に述べた如く、本件再審請求事件については、旧刑訴法及び応急措置法が適用されるのであるが、最高裁判所は、抗告について、裁判所法七条二号の規定により、応急措置法一八条のように訴訟法が特に最高裁判所に対しなし得るものと定めている抗告についてのみ、裁判権を有するものであることは、当裁判所の既に判例（昭和二二年(ク)第七号、同年一二月八日第一小法廷決定、刑集一巻一号五七頁）とするところであるから、原決定に対する本件特別抗告は、これを応急措置法一八条による抗告と認め、以下これにつき判断する。

抗告理由第一は、原決定の判例違反を主張する。

しかし、応急措置法一八条は、判例違反を抗告理由として規定していないのみならず、同条による特別抗告については、現行刑訴四〇五条二号三号および四一一条一号の準用のないことは、昭和二六年(し)第四七号同二八年六月一〇日大法廷決定（刑集七巻六号一四一九頁）の既に判示するところである。されば、所論は、適法な特別抗告理由に当らない。

抗告理由第二の一は、原決定が法律の明文なくして本件再審開始決定に対する原審検察官の異議申立を適法であると認めたのは、憲法三一条に違反すると主張する。

しかし、応急措置法一八条は、「その決定において、法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした判断が不当であることを理由とするときに限り」、特別抗告をなし得ることを規定しているところ、原決定は、所論原審検察官の異議申立を適法と認めるについて、本件再審請求事件の再審開始手続に旧刑訴法を適用しないで現行刑訴法を適用することが、所論憲法三一条に適合するかしないかということについては、何らの判断を示していないのであつて、このことは原決定の判文上明らかである。

原決定は、所論原審検察官の異議申立を適法と認めるに当り、本件再審請求事件の再審開始手続については、現行刑訴施行法二条の規定を根拠として旧刑訴法及び応急措置法を適用すべきであるとする見解を排斥し、その理由として、「現行刑訴法は、基本的人権の保障を理念とする憲法のもとで、この憲法の精神を刑事訴訟手続に移し、刑事被告人の保護、基本的人権の保障を図るため、特に旧刑訴法を大幅に、そして根本的に改正して、できあがつたものである。従つて、旧刑訴法のもとで公訴の提起された事件でも、現行刑訴法によることの特段の支障のない限り、現行刑訴法により審判すると解することが、憲法の精神にも副う所以である。従つて旧刑訴法のもとで公訴が提起され審判された事件であつても、これに附随する手続で、現行刑訴法によることが格別の支障のない場合には、この附随する手続については、現行刑訴法によるものと解するのが相当である。云々。」と判示している。これは、帰するところ、本件の如き再審請求事件の再審開始手続については、旧刑訴法及び応急措置法を適用することは、国民の基本的人権の保障を理念とする憲法の精神に副わないものであり、これに反すると判示したものと解せられる。

しかし、「新刑訴法を如何なる時から如何なる事件に適用するかは経過法の立法に際して諸般の事情を勘案して決せらるべき問題で法律に一任されているものである、従つて刑訴施行法二条が新法施行前に公訴の提起があつた事件については、新法施行後もなお旧法及び応急措置法による旨を規定し新法を適用しないことにしたのは何等憲法に違反するものではない」ことは、昭和二三年(れ)第一五七七号同二四年五月一八日大法廷判決（刑集三巻六号八四七頁）の既に判示するところである。

されば、原決定の前記憲法判断は不当で誤りであるというべく、所論は、右と異なる理由を主張するけれども、原決定の取消を求めるその結論において正当なるに帰し、本件特別抗告は結局その理由があり、原決定はこの点において取消を免れない。

昭和三七年一〇月三〇日決定　昭和三七年(し)第一一号

よつて、その余の抗告理由に対する判断を省略し、もつぱら右の理由により原決定を取消し、本件再審開始決定に対する原審検察官の異議申立を不適法として棄却すべきものとし、刑訴施行法二条、旧刑訴四六六条二項に従い主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見によるものである。

昭和三七年一〇月三〇日

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官　横田喜三郎

裁判官　河村又介

裁判官　入江俊郎

裁判官　池田克

裁判官　垂水克己

裁判官　河村大助

裁判官　奥野健一

裁判官　高木常七

裁判官　石坂修一

裁判官　山田作之助

裁判官　五鬼上堅磐

裁判官　横田正俊

裁判官　斎藤朔郎

請求人　吉田石松

弁護人円山田作、同後藤信夫、同荻山虎雄、同小田良英、同永井正恒、同高井吉兵衛、同加藤義則
同小川剛、同若山資雄の再審請求棄却決定に対する特別抗告申立理由

第一、刑訴法第四〇五条第二、三号違反の事実

一、刑訴法第四〇五条第二号によれば、高等裁判所は、最高裁判所の判例と相反する判断をしてはならない。さらに同条第三号によれば、最高裁判所の判例と相反する判断をしてはならないことを規定している。

請求人は、本件再審請求事件は旧刑訴法によるべきものであるから、本件異議の申立は不適法として棄却すべきであると主張し、当該判例として、

(イ)　最高裁判所昭和二七年(し)第七七号事件の判例

「旧刑訴事件について、高等裁判所が刑の変更決定をする場合には、刑訴施行法第二条により、旧刑訴法の適用をすべきである。右の場合、高等裁判所が誤つて新刑訴法を適用しても、この決定に対しては、その高等裁判所に対しては異議の申立は許されない。」

(ロ)　次で最高裁判所昭和二四年(つ)第八七号事件の判例

「旧刑訴事件について、簡易裁判所がした刑の執行猶予言渡取消決定に対する即時抗告の申立について、誤つて高等裁判所が新刑訴法を適用して棄却決定をした場合でも、この決定に対しては、刑訴応急措置法第一八条により、特別抗告をすることは格別、刑訴法第四二八条第二項による異議の申立又は刑訴法第四三三条による特別抗告をす

ることはできない。」

旨の判例を挙示していたところ、異議裁判所は、刑訴施行法第二条は広く一般的の宣言であり、通常手続だけを予定したもので、再審の如き非常救済手続についてまで直接触れるものではない。従つて、旧刑訴法のもとで審判され確定した判決に対する再審手続の準拠法が、旧刑訴法によるものか、現行刑訴法によるものかは、刑訴施行法に特に反対に解釈すべき明文がないから、これを適宜解釈しても敢て差支えないものであると独自の判断をなし、かつ前掲判例は、直接再審請求事件について判示したものではないから、これに相反する判断をあえてしたというのである。

(ハ) 最高裁判所昭和三四年(す)第二五七号事件の判例

なお異議裁判所は、別件決定において、異議の申立をなすべしと指示した最高裁判所昭和三四年(す)第二五七号事件決定の趣旨を恣にそん度解釈して、前掲判例違反の事実を掩わんとしている。しかしながら、前掲の両判例は、いづれも高等裁判所が誤つて新刑訴法を適用し決定したものであつて、事件の当事者がその誤りを発見指摘した結果による判断であり、これに反し別件は、再審請求の受理より最高裁判所の決定に至るまでの間、事件当事者のすべてが、終始その誤りを発見することのなかつた事案であつて、だからこそ最高裁判所においては、新旧いづれを適用すべきかについて何等の考慮も払わず、また何等の論議をも尽さず、漫然新刑訴法による手続のものと軽信してこれを判示したものであるから、法適用の誤りを発見指摘した本件の場合に、強いてこれを援用すべきではない。

二、刑訴法第四〇五条第三号違反の事実

仮りに百歩を譲つて、前掲(イ)、(ロ)の判例が、一は刑の変更決定の場合であり、他は刑の執行猶予言渡取消の決定であることのために、再審手続にこれを適用することが妥当でないとするならば、異議裁判所は、刑訴法第四〇五条第三号により、東京高等裁判所昭和二八年(け)第二号事件における「本件再審請求の対象となつた原判決は、旧刑訴法事件にお

けるものであるから、刑訴施行法第二条によつて、再審手続についても、旧刑訴法が適用さるべきである」との判例を適用すべきである。

けだし、前掲(イ)、(ロ)の両判例が、誤つて新刑訴法を適用してさえ、その決定を重視尊重して、旧法によることを指摘しこれに対する異議を排除している事実を参酌するならば、此の判例に違反する判断をなすことは断じて許されない。従つて本件請求棄却の決定は、正に本条の判例違反に該当するものと云わねばならない。

第二、憲法第三一条、第三七条違反の事実

一、憲法第三一条違反の事実について

一、本決定は憲法第三一条に違反するにより取消さるべきものである。

明文の規定なき異議申立の途をひらくことは、適法手続条項に違反し違憲である。

憲法第三一条はいわゆる適法手続の原則を規定する。その文言は、法定手続によるべきことを要請するものと解すべきである。すなわち、本件請求人はすでに再審開始決定をうけ、刑罰の汚辱をのがれる可能性を享受するに至つたのであるが、原審決定が法律の手続によらずして、検察官の異議申立を受理し、ついで再審開始決定を取消したことにより、汚辱をそそぐ可能性を失つたのである。これすなわち、法律手続によらずして刑罰と関連する法律上の利益ないし地位を剥奪されたことを意味するものであり、したがつて本件再審棄却決定が、はたして適法手続によつたものであるか、どうかを、検討する実益が存するのである。

憲法第三一条は、いわゆる、法定手続条項について規定する。法定手続とは実体規定を含むかどうかについては争があるが、手続規定を含むことについては異論がないところである。およそ刑事手続規定の解釈は、厳格なるを要す

るとされ、明文の規定なき救済の途をひらくがごときは、被告人の不利のためにはもとより、有利のためにもこれを許さずとすること通説である。しかるに原審決定裁判所は、漫然新刑訴の精神なる曖昧なる一般理念を援用し、被告人に有利なるがごとき口吻を示しつつも、実質的には被告人に不利な異議申立の途をひらいたのである。立法者の意図が奈辺にあつたか、また立法者が立法に際して賢明であつたかどうかは、われわれの関知するとこでない。われわれの知つている唯一の明明白白たる事実は、刑訴法施行法第二条が、単純に「旧事件旧法主義」を宣言していることである。もとよりこの主義については、例外がないわけではないが、その例外は、明文をもつて同法第三条の二に制限列挙的に規定されているのであつて、再審開始決定に対する異議申立手続が、旧法主義の例外に属することがそこに明定されていない以上は、反対解釈をもつて、本件異議申立の可能性を否定するほかないのである。第三条の二の規定が制限列挙的であることは、その文言によつても自明であるが、その歴史的沿革によつても明白であろう。すなわちこの例外規定は、新刑訴法施行当時存在しなかつたのに、昭和二十五年に至つて、新設されたのである。もし立法者が旧法事件について高等裁判所の決定に対する異議の途を例外的にひらく意図を有したならばすでに昭和二十五年の改正に際して、その趣旨をもり込み得たはずである。

しかるにそれをあえてしなかつたことは、かかる異議の途をとざす趣旨であつたと解するよりいたしかたない。

さらにまた、われわれは、旧刑訴法（大正十一年法律第七五号）第六二九条の経過規定に注目すべきである。すなわち、旧刑訴法は、旧旧刑訴法下における事件について、新法を適用すべきことを明文をもつて規定していたのである。

ところで新刑訴法は、再審についてかかる特別規定を設けることなく、一般的に「旧事件旧法主義」の原則を宣言したのであるから、明文の例外規定なき限り、この大原則を破ることは許されないものと解する。しかるに異議裁判

所が漫然新刑訴法の精神なる一般条項を持ち出し、これによつて再審手続についての例外規定を認めようとしたことは、奇怪といわねばならない。何故に再審手続のみを特にとり上げねばならないのか、何故に再審手続のみが、新刑訴の精神に支配されて例外となり、他の一般救済手続（たとえば非常上告手続、上訴手続等）は依然として一般原則に服するのか、全く理解に苦しむところである。要するに原決定は、明文の規定によらない独自の異議申立制度を認容することにより、実質的に被告人の刑事手続上の利益を奪つたものであるから、憲法第三一条に違反し取消を免れないと信じる。

二、憲法第三七条違反の事実について

憲法第三七条は、刑事被告人はすべて刑事々件において公平な裁判所の裁判を受ける権利を有する。而して本条にいう公平な裁判所の裁判とは、構成その他において、偏頗の恨れなき裁判所の裁判をいう意味であつて、必ずしも除斥に該る場合のみを指称するものではない。

(イ) 本件の場合、仮りに原決定に対して異議が許されるとするならば、刑訴法第四二八条が抗告の規定を準用している点からみて、異議裁判所は、高等裁判所以外の下級裁判所の決定に対すると実質的に同一待遇を得せしめられているものと解すべきであるから、事後審としての性質をもつている。

然らば、本件における原決定と異議決定との関係を対比するとき、原決定の裁判の取調べに関与した裁判官が異議決定の裁判の取調べに関与できないことが、予断排除の建前からみて当然の事理であり、これに背くとき、除斥の理由となることはけだし当然というべきであろう。

しかしながら、別件における再審請求棄却決定の裁判に関与した裁判官が、反対に、再審を開始した決定に対する異議申立の審理に関与することは、予断排除の点からこれをみるときその影響力は誠に重大である。両事件は、

形式的には一見何等関係ないかのように考えられるけれども、事実密接重要な関連性がある。というのは、再審事件においては、前になした請求事由の判断内容が後の請求事由の判断を左右し、両者間に関連性がある関係上、まつたく前後審と同一の性格を有するからである。従つて、後に別の請求を受理した裁判官が、前に別に請求を受理した裁判官の棄却決定に反して開始決定をなした場合、前に別に棄却の決定をなした裁判官の心情を著しく害することは必然であるから、後の請求事件についての開始決定に対する異議の裁判には、これを関与させるべきでない。両者間の感情の対立関係によつて、決して公平正衡なる判断は期待できないであろう。況んや極めて微妙なる判断を必要とするいわゆる六号の事由を再審請求の理由とする場合においておやである。

異議裁判所は、かかる点に毫末の配慮を払わず、別件請求棄却の決定に関与した谷口正孝裁判官を、再審開始決定に対する異議の裁判に関与させたものであり、仮りに、そのことが形式的には除斥の事由とまではならないにしても、憲法にいう偏頗の惧れのない公平な裁判所とは云い得ないものであるから、正に同条に該当するものと断ぜざるを得ない。然り而して、同裁判所が事実公平なる裁判を為さなかつたことを、請求人は誠に遺憾とする。

何となれば、異議裁判所が、明文及び判例の趣旨に反して、新なる独自の判断のもとに請求人のために不利益えの手続の途を開き、さらに後述の如く、刑訴法規則第二八三条の手続法令に違背して、職権調査の責務を怠り、あらゆる証拠を綜合的に調査検討して、それをもつて心証の形成に資せしめ、その証拠価値の増大を図ることをあえてせず、反対に、個々の証人の証言内容を個々に分離対照して、ことさらにその評価を低減せしめ、裁判官としての高邁なる識見も、人道的思念もなく、全く検察官の代弁者たるが如き態度立場に立つて、半世紀に及ぶ請求人の雪冤の悲願を塞すことに努めた事実、まことに歴然たるものがあるからである。

(ロ) 新刑訴規則第二八三条は、「再審の請求をなすには、その趣意書に原判決の謄本、証拠書類及び証拠物を添えてこれを管轄裁判所に差出さなければならない。」と規定し証拠書類等の差出を要請している。

しかし、その証拠書類や証拠物が、裁判所、検察庁等に確実に所在し、裁判所が容易にこれ等を取寄せて、判断の資料に供しうる場合には、これが取寄せを求むることによりその差出しがあつたものと解されるのである。(東京高裁昭和三十年(く)第四号事件決定参照)而して、請求人の求めにより、裁判所が取寄せたものは、これを取寄せたとき証拠書類と化し、裁判所は再審請求が適法であるかどうか、また請求が理由あるかどうかについて、それを調査せねばならぬ責務がある。再審請求の事由がいかなるものであるかは、証拠書類及び証拠物の調査、又は事実取調べの有無その程度の如何によつて重大なる影響がある。ことに、所謂六号をもつて再審請求の理由とするときその事由が「明らかな証拠」であるかどうか、「あらたに発見した」と云えるかどうかは、極めて微妙な関係にあるのであるから再審の請求に対する審判手続の核心は、正に証拠書類及び証人の強度綿密なる調査検討にあるものというべきであろう。通常の刑事事件では、被告人の犯行後判決言渡までの間における法廷内外の一切の言動さえ裁判官の心証形成の有力な資料となるのであるから、請求人の弁護人等は、本件請求事件において、判決確定後四十八年間における請求人の、冤罪雪辱のための比類のない異常な努力の形跡が、裁判官の有力な心証の糧となるべきことを指摘強調して、再審請求書に、とくに「(3)秋田刑務所に存置の尨大なる記録と残余の資料」と題する一次目を掲げ、請求人のために、これが取寄せを求めたい旨を述べ、次で昭和三十五年十二月二十四日、面接の際、これが取寄せを申請し、その結果該書類の取寄せを得たところ、原決定の裁判所は、これ等取寄せの証拠書類は勿論花村しづ及び堀場貞助等の証言すら調査検討することなく、庄太郎と芳平の偽証を認定したのである。

然るに異議裁判所は、異議の裁判において、庄太郎、芳平の偽証を否定し、進んで花村しづ、堀場貞助の現場不在の証言について、請求事由の有無を判断したのであるが、然らば、異議裁判所は、あらためて全証拠を悉く調査

検討して、事実を解明し、請求人の主張するところに応うべき責務がある。にも拘らず異議裁判所が原決定の取調べの対象の範囲を一歩も出でず、いわゆる六号を理由とする請求事件の判断についての心証形成が、極めて微妙なものであることを知悉しながら、一本で支えられていた程度の原判決を、あたかも強力不動のものであるかのごとく盲信し、かつまた、別件棄却決定の内容を、絶対のもののごとく過信強調して、彼等証人を自ら審訊もせず、個々の証人の請求人に不利な部分語句だけを捉え、これを点綴集約して、ひたすら原決定の非謗に終始したことは、憲法第三七条の裁判の公正に背いたものであつて、誠に遺憾の極みである。単なる法律技術者でない高明達識の裁判官が、高い人道的観点に立つて請求人の差出に係るあらゆる証拠書類を綜合的に緻密に審按考覆したならば、その中から真実の珠玉の片りんを発見することも決して至難ではない。仮りに刑務所在監二十二年間の請求人の寃罪雪辱のための一切の言動の形跡が、たとえ直接には庄太郎、芳平の偽証自白の裏付けとはならなくても、また花村しづ、堀場貞助等の現場不在の証明とは直接結ぶつくことはなくても、その請求人の行跡によつて請求人が無実であるとの心証を得るとき、庄太郎、芳平の偽証自白、あるいは花村、堀場の現場不在の心証をも大きく左右するであろう。従つて、請求人が異議裁判所の叙上の手続違背による不公正なる裁判の結果を捉え、憲法第三七条違反の事実としてここに主張する所以である。

(ハ)―以上述べたように、実質的な前審ともいうべき前再審棄却決定手続に関与した谷口裁判官が、本件再審棄却決定手続にふたたび関与した事実そのものが、いわば「形式的乃至外形的」に裁判所構成の公正を著しく疑わしめる事由となるのであり、ひいては、憲法第三七条第一項に違反したこととなるのであるが、さらに進んで、谷口裁判官が強い予断をもつて、本決定手続に関与したことにより、本件裁判手続の公正が「実質的」にも阻害されたと認めるに足るいくつかの徴憑が存在するのである。この点については後に補足説明する所存であるが、かりに一例をあ

げるならば本決定の理由中には、前棄却決定に用いられたと同一の論理および、時としては、同一の表現までもが繰りかえし用いられているのである。このことは、前棄却決定および本件決定の理由を精読すれば歴然たるものがあろう。これすなわち、谷口裁判官が、単に形式的に、本件決定手続に関与したにとどまらず、前棄却決定の立場に固執しこれを強力に代弁し、予断をもつて、他二名の裁判官の思考過程に影響を及ぼし、もつて裁判の公正を害した有力な証拠といわねばならない。およそ、裁判は単に公平なるを要するにとどまらず、すすんで、その公正についてひろく当事者及び国民を納得せしめるに足るものでなくてはならない。われわれは、実質的前審に関与した一裁判官が、いたずらにその独自の信念に固執し、みずから回避をなすの機会と義務とをもちながら、あえてこれをなすの勇気と良心とをもちあわせず、すすんで事件手続に関係して影響をあたえた事実を遺憾とする。

われわれは、かかる不公平な裁判所の判断を断じて受け入れることはできない。

以上のごとく、本件決定手続は、不公平な裁判官の関与によつて、形式的にも実質的にも、その公正を阻害され憲法第三七条第一項の規定に反すること歴然たるものがあるから、法第四〇五条第一号に該当し取消しを免れないものというべきである。

以　上

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	二審又は原審	頁
昭和三一年(あ)一〇六九	外国為替及び外国貿易管理法違反、関税法違反	金錫玟 外一名	昭和三七年一〇・三	大	破棄自判	東京高	七二九
昭和三三年(あ)五三〇	公務執行妨害、傷害	大塚辰紀 外三名	九・一八	三	棄却	東京高	四〇三
昭和三三年(あ)一五八八	傷害	秋力太郎	八・二二	三	破棄差戻	東京高	一
昭和三四年(あ)一二三	邸宅侵入、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、文書毀棄、放火未遂、賭物故買、酒税法違反	呉錫洪 外一名	八・二八	三	棄却	名古屋高	八五
昭和三四年(あ)六三九	贈賄	谷口正之 外一名	一〇・二	三	棄却	大阪高	六八七
昭和三四年(あ)一六八六	強盗傷人	蓮井義幸 外一名	八・二一	三	棄却	大阪高	一三
昭和三四年(あ)一七五六	業務上過失致死、同傷害	松本聡	九・一一	三	棄却	仙台高	二七五
昭和三四年(あ)二二三七	不正談合、同幇助	岩田達夫 外二名	一〇・二四	二	棄却	福岡高	七八一
昭和三五年(あ)六三二	労働基準法違反	曾根清市 外一名	九・一四	二	破棄移送	東京高	三三七

昭和三五年(あ)	七〇四	外国為替及び外国貿易管理法違反、関税法違反	木村こと 李	重	外一名	模	一〇・三〇	三	棄却	福岡高	八二五
昭和三五年(あ)	七二〇	公務執行妨害	松	隈	外一名	譲	九・五	二	棄却	福岡高	一二九
昭和三五年(あ)	七三五	出入国管理令違反	小	西	清	秀	九・一八	三	棄却	大阪高	六二九
昭和三六年(あ)	八二六	収賄、贈賄	松	岡	松	平	一〇・三〇	三	棄却	名古屋高金沢支部	八六九
昭和三六年(あ)	一一六八	爆発物取締罰則違反、往来妨害	若	生	栄	七	九・一八	三	棄却	仙台高	六四一
昭和三六年(あ)	二五六八	たばこ専売法違反	荒	川	倉		一〇・四	一	棄却	東京高	七三九
昭和三六年(あ)	二八八三	恐喝、横領、弁護士法違反	杉	尾	守		一〇・四	一	棄却	福岡高	七四五
昭和三六年(あ)	三〇一二	法人税法違反	佐伯金融株式会社		外一名		八・二三	一	棄却	福岡高	六七
昭和三六年(あ)	三〇六二	公職選挙法違反	辻	宗	次	郎	九・四	三	破棄自判	大阪高	一一三
昭和三七年(し)	一一	再審開始決定を取消し再審請求を棄却する決定に対する特別抗告	吉	田	石	松	一〇・三〇	大	破棄自判	名古屋高	一〇二七
昭和三七年(し)	二二	強盗殺人被告事件の再審請求棄却決定に対する特別抗告	平	沢	貞	通	八・二二	三	棄却	東京高	六一

昭和三七年(し)	三四	上訴権回復請求棄却決定に対する異議申立棄却決定に対する特別抗告	申立人 小岩井	斉藤こと 勇	吾	一〇・九	三	棄却	東京高	七七一
昭和三七年(し)	三五	詐欺等被告事件についてなした異議申立棄却決定に対する特別抗告	申立人 中	田	(弁護人) 義	正	九・二七	一	棄却	広島高	六八三
昭和三七年(す)	二七〇	管轄移転の請求	申立人 中	谷	高	男	九・一八	三	棄却		六五三
昭和三七年(あ)	四一〇	たばこ専売法違反	松岡英吉こと 林		政	次	九・一三	一	棄却	東京高	二八七
昭和三七年(あ)	五五五	経済関係罰則の整備に関する法律違反	有	田	宇三郎	外一名	九・二〇	一	棄却	福岡高	六七七
昭和三七年(あ)	六二八	傷害、暴行	遠	藤	猛	外一名夫	一〇・九	三	棄却	東京高	七五七
昭和三七年(あ)	六四三	公職選挙法違反	堀					二	一部破棄自判一部棄却	東京高	三六五
昭和三七年(あ)	六五九	公職選挙法違反	大	山	健	之助 外一名	八・二三	一	棄却	札幌高	八一
昭和三七年(あ)	七六七	公職選挙法違反	谷	岡	繁	雄	九・一三	一	棄却	札幌高	三二九
昭和三七年(あ)	九一七	賍物故買	米山雪夫こと 南		熙		八・二一	三	棄却	名古屋高金沢支部	五七
昭和三七年(あ)	一〇四三	公職選挙法違反	川	崎	良	治	九・一一	三	棄却	広島高岡山支部	二八一

昭和三七年(あ)一〇六六	詐欺、恐喝、有印私文書偽造	岩下	一	一〇・二六	二	棄却	福岡高	八一一
昭和三七年(あ)一〇八一	外国人登録法違反	丸山茂・城田茂雄・朴命老 朴本原洛こと 朴 原洛	一〇・一九	二	棄却	福岡高	七七七
昭和三七年(あ)一一二九	たばこ専売法違反	斎藤こと 斎藤武雄	一〇・二四	二	棄却	東京高	八〇七
昭和三七年(あ)一二〇七	窃盗	国方寿	一〇・五	二	一部破棄 一部棄却	大阪高	七五一
昭和三七年(あ)一二三一	物価統制令違反	泉忠男	一〇・二六	二	棄却	大阪高	八一七
昭和三七年(あ)一二二六	物品税法違反	坂元正典	一〇・九	三	棄却	福岡高	七六七
昭和三七年(あ)一七五一	傷害、誣告	栂野泰雄	九・一八	三	棄却	大阪高	六五一

最高裁判所刑事裁判書総目次

昭和三十七年
八月分

最高裁判所
事務総局

一、本目次には最高裁判所の判決、決定の全部を集録した。
二、（　）内の数字は分冊を示し、最高裁判所裁判書原本綴の分類による。
三、丁数は最高裁判所裁判書原本綴の丁数である。

判　決（全）……（一一日―二八日）……（　四件）……一丁
決　定（全）……（　八日―三〇日）……（五九件）……三
雑　（全）……（二一日―三〇日）……（二七件）……九
不成立（全）……（　三日―三〇日）……（一一件）……一三

刑事判決（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三三年(あ)一五八八	傷害	秋力太郎	八・一一	三	破棄差戻	東京高	三三五
昭和三七年(あ)七四二	強盗、窃盗、住居侵入	加来宣哉	八・二一	三	棄却	名古屋高	三四四
昭和三六年(あ)三〇一二	法人税法違反	佐伯金融株式会社外一名	八・二三	一	棄却	福岡高	三四八
昭和三四年(あ)一二三	邸宅侵入、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、文書毀棄、放火未遂、賭物故買、酒税法違反	呉錫洪外一〇名	八、二八	三	棄却	名古屋高	三五六

刑事決定（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第二審又は原審	丁数
昭和三七年(あ)一一一	窃盗	白守基外一名	八・八	二	棄却	広島高松江支	一
昭和三七年(あ)七四六	常習累犯窃盗	北野竜三	八・八	二	棄却	仙台高	四
昭和三七年(あ)八六六	公職選挙法違反	北川寿外一名	八・八	二	棄却	広島高岡山支	一一
昭和三五年(あ)六三〇	傷害、強姦、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	杉岡賢二	八・一〇	二	棄却	東京高	一五
昭和三七年(あ)九二四	恐喝、強要、詐欺、道路交通取締法違反	花岡正之外五名	八・一〇	二	棄却	広島高	一九
昭和三七年(あ)九六七	窃盗	宮崎竜治	八・一〇	二	棄却	福岡高	三七
昭和三七年(あ)一〇〇二	住居侵入、強盗致傷、強盗強姦	松永健吾	八・一〇	二	棄却	広島高	四二
昭和三七年(あ)一一七八	窃盗	斎藤勝男	八・一〇	二	棄却	名古屋高	五〇
昭和三七年(あ)一二〇〇	道路交通法違反、横領、暴行、傷害	佐々木英機	八・一〇	二	棄却	仙台高秋田支	五六

昭和三四年(あ)一六八六	強盗傷人	蓮井義幸外一名	八・二一	三乗却	大阪高	六一			
昭和三七年(あ)一二六	窃盗、賍物運搬、賍物牙保	磯田博	八・二一	三乗却	広島高岡山支	八四			
昭和三七年(あ)一四四	傷害、傷害致死	野田一喜	八・二一	三乗却	福岡高	八八			
昭和三七年(あ)一七四	殺人未遂	佐藤太作	八・二一	三乗却	福岡高	九三			
昭和三七年(あ)二一〇	詐欺	小原淳佐	八・二一	三乗却	東京高	一一二			
昭和三七年(あ)二九〇	殺人未遂	佐藤正一	八・二一	三乗却	福岡高	一一八			
昭和三七年(あ)四四三	恐喝	山本貞一	八・二一	三乗却	大阪高	一二六			
昭和三七年(あ)五八五	傷害致死、傷害	下栄三	八・二一	三乗却	仙台高	一三〇			
昭和三七年(あ)六六七	公職選挙法違反	田村基外三名	八・二一	三乗却	広島高松江支	一三六			
昭和三七年(あ)七三五	職業安定法違反	芦刈英雄	八・二一	三乗却	名古屋高	一四三			
昭和三七年(あ)七四三	売春防止法違反	伊藤親	八・二一	三乗却	名古屋高	一四七			

昭和三七年(あ)七七〇	賍物収受、賍物牙保	谷川常由	八・二一	三乗却	大阪高	一五三			
昭和三七年(あ)七八四	賍物故買	徐学同	八・二一	三乗却	福岡高	一五六			
昭和三七年(あ)八三五	業務上横領	田中照章	八・二一	三乗却	福岡高	一六一			
昭和三七年(あ)八五四	賍物牙保、賍物収受、賍物寄蔵	吉原英一	八・二一	三乗却	東京高	一六五			
昭和三七年(あ)八七六	強姦致傷	今田忠義	八・二一	三乗却	福岡高	一七〇			
昭和三七年(あ)九〇二	恐喝、暴行、傷害、道路交通取締法違反、詐欺、外国人登録法違反	下均外二名	八・二一	三乗却	広島高	一七三			
昭和三七年(あ)九一七	賍物故買	南禹熙	八・二一	三乗却	名古屋高金沢支	一八四			
昭和三七年(あ)九一九	詐欺、横領	中津川広靖	八・二一	三乗却	仙台高	一八八			
昭和三七年(あ)九二九	売春防止法違反	杉元京子	八・二一	三乗却	大阪高	一九一			
昭和三七年(あ)九四七	売春防止法違反	須田たつ江	八・二一	三乗却	東京高	一九四			
昭和三七年(あ)九五二	売春防止法違反、猥せつ図画販売目的所持	小野一郎	八・二一	三乗却	東京高	一九七			

昭和三七年(あ)	九五四	強姦致傷	白鳥兵蔵	八・二一	三	棄却	仙台高	二〇二
昭和三六年(あ)	二三九三	傷害致死	斎藤悦郎	八・二三	一	棄却	東京高	二〇七
昭和三七年(あ)	五一	公職選挙法違反	小野一郎 外一名	八・二三	一	棄却	高松高	二一一
昭和三七年(あ)	六五五	詐欺	西川久治	八・二三	一	棄却	札幌高	二一六
昭和三七年(あ)	六五九	公職選挙法違反	大山健之助 外一名	八・二三	一	棄却	札幌高	二二〇
昭和三七年(あ)	六八九	有価証券偽造、同行使、詐欺	清水吟治	八・二三	一	棄却	東京高	二二三
昭和三七年(あ)	八〇九	業務上過失傷害、道路交通法違反	秋山茂夫	八・二三	一	棄却	東京高	二二九
昭和三七年(あ)	八二一	窃盗	坂安正	八・二三	一	棄却	広島高	二三五
昭和三七年(あ)	八四二	強姦致傷	西尾正明	八・二三	一	棄却	大阪高	二三九
昭和三五年(あ)	二七二	公務執行妨害、中型機船底曳網漁業取締規則違反、漁船法違反	若松栄夫	八・二八	三	棄却	福岡高	二四四
昭和三五年(あ)	六二五	森林法違反	谷口宗太郎	八・二八	三	棄却	大阪高	二五二

昭和三五年(あ)	九二四	収賄、贈賄	山本竹次 外一名	八・二八	三	棄却	広島高岡山支	二五六
昭和三六年(あ)	七八九	恐喝、殺人幇助、同未遂幇助、銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反、殺人未遂、暴力行為等処罰に関する法律違反	梅野国男 外三名	八・二八	三	棄却	大阪高	二六四
昭和三六年(あ)	一六三五	賭博	竹内竹一	八・二八	三	棄却	大阪高	二七〇
昭和三六年(あ)	二〇四四	恐喝、監禁	菊地芳春 外一名	八・三〇	一	棄却	東京高	二七四
昭和三七年(あ)	八五	麻薬取締法違反	林源之丞	八・三〇	一	棄却	名古屋高	二八〇
昭和三七年(あ)	二八六	関税法違反	浦郷敏郎	八・三〇	一	棄却	大阪高	二八三
昭和三七年(あ)	三五三	窃盗	遠矢春美	八・三〇	一	棄却	大阪高	二八八
昭和三七年(あ)	四〇七	詐欺	李光顕	八・三〇	一	棄却	東京高	二九一
昭和三七年(あ)	四二〇	詐欺、業務上横領	熊田二郎	八・三〇	一	棄却	東京高	二九七
昭和三七年(あ)	四八七	賍物故買	卞末厄	八・三〇	一	棄却	大阪高	三〇二
昭和三七年(あ)	六〇三	賍物故買	李錫蓮	八・三〇	一	棄却	大阪高	三〇五

昭和三七年(あ)	七五五	傷害	馬越貢志	八・三〇	一棄却	大阪高	三〇九
昭和三七年(あ)	八二八	わいせつ図画公然陳列、恐喝	山田守彦	八・三〇	一棄却	名古屋高	三一六
昭和三七年(あ)	八五七	業務上過失致死	谷口幸雄	八・三〇	一棄却	東京高	三一〇
昭和三七年(あ)	九二〇	猥せつ物販売、猥せつ物頒布等	田中武広 外二名	八・三〇	一棄却	広島高	三一三
昭和三七年(あ)	九四一	窃盗	福永正幸	八・三〇	一棄却	大阪高	三一一
昭和三七年(あ)	九七六	窃盗	裏翊善	八・三〇	一棄却	大阪高	三三五

刑事雑（全）

事件番号	事件名	被告人又は申立人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
	判決訂正の申立						
昭和三七年(み) 二七	強盗殺人、死体遺棄被告事件についてした上告棄却の判決に対する訂正の申立	岩崎治一郎	八・二一	三	棄却		九一
昭和三七年(み) 二八	強盗殺人、死体遺棄被告事件についてした上告棄却の判決に対する訂正の申立	杉山ゑづ	八・二一	三	棄却		九五
	特別抗告の申立						
昭和三七年(し) 二二	強盗殺人被告事件についてなした再審請求棄却決定に対する特別抗告の申立	平沢貞通	八・二一	三	棄却	東京高	九九
昭和三七年(し) 三三	再審請求事件につきなした再審請求棄却決定に対する即時抗告棄却決定に対する異議申立の棄却決定に対する特別抗告の申立	金元植	八・二八	三	棄却	東京高	一〇四
	訴訟費用						
昭和三七年(せ) 一一〇乃至一一四	所得税法違反	馬場卯三郎 外四名	八・三	二	免除		一〇八
昭和三七年(せ) 一〇八	詐欺	神田時宗	八・一〇	二	免除		一一〇

昭和三七年(セ)	一二〇	水産資源保護法違反	鎌田幸三	八・二三	一免除	一一一
昭和三七年(セ)	一二一	水産資源保護法違反	鎌田弘	八・二三	一免除	一一三
昭和三七年(セ)	一二二	業務上過失傷害	森井俊人	八・二三	一免除	一一五
昭和三七年(セ)	一二八	道路交通法違反、業務上過失致死傷	山本巌	八・二三	一免除	一一七
昭和三七年(セ)	一二六	強姦致傷	石橋博	八・二八	三免除	一一九
昭和三七年(セ)	一三〇	窃盗、賍物故買、道路交通取締法違反	李吉竜	八・二八	三免除	一二〇

異議の申立

昭和三七年(す)	二三二	尊属殺人未遂被告事件についてした上告棄却の決定に対する異議の申立	大橋(河合)茄外一名竜二	八・三	二棄却	一二二
昭和三七年(す)	二三四	尊属殺人未遂被告事件についてした上告棄却の決定に対する異議の申立	平松(河合)勇竜二	八・三	二棄却	一二六
昭和三七年(す)	二三六	窃盗被告事件についてした上告棄却の決定に対する異議の申立	福井信男	八・三	二棄却	一二九
昭和三七年(す)	二三七	恐喝被告事件についてした上告棄却の決定に対する異議の申立	木原輝之	八・六	二棄却	一三四
昭和三七年(す)	二三九	売春防止法違反被告事件についてした上告棄却の決定に対する異議の申立	増田千代子	八・六	二棄却	一三九
昭和三七年(す)	二四二	窃盗被告事件についてした上告棄却の決定に対する異議の申立	寿川勝	八・二一	三棄却	一三七
昭和三七年(す)	二四八	恐喝、窃盗、傷害被告事件についてした上告棄却の決定に対する異議の申立	橋本公邑	八・二三	一棄却	一四〇
昭和三七年(す)	二二八	贈賄、収賄被告事件についてした上告棄却の決定に対する異議の申立	渡辺儀市	八・二四	三棄却	一四三
昭和三七年(す)	二四六	業務上過失致死被告事件についてした上告棄却の決定に対する異議の申立	民永(川又)清海一郎	八・二八	三棄却	一四八

その他

昭和三七年(す)	二四五	詐欺、横領被告事件についてした上告棄却決定および上告棄却決定に対する異議申立棄却決定に対する特別抗告の申立	伊藤硯児	八・二一	三棄却	一五〇
昭和三七年(す)	二四七	公務執行妨害、傷害被告事件についてした上告棄却の決定に対する訂正の申立	平浩二郎	八・三〇	一棄却	一五二

刑事不成立（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三七年(あ)一二九九	窃盗	大槻恵美子	八・三	二	棄却	大阪高	一七九
昭和三七年(あ)一三九八	業務上過失致死	村上虎雄	八・一〇	二	棄却	広島高松江支	一八一
昭和三七年(あ)一四二一	売春防止法違反	北角八重子	八・一〇	二	棄却	大阪高	一八三
昭和三七年(あ)八一一	道路交通法違反、業務上過失傷害	野沢松太郎	八・二一	三	棄却	東京高	一八五
昭和三七年(あ)一三三三	業務上過失致死、道路交通取締法違反	田中九一	八・二一	三	棄却	名古屋高	一八七
昭和三七年(あ)一三七六	業務上過失傷害	久米力	八・二一	三	棄却	名古屋高	一八九
昭和三七年(あ)一四〇八	出入国管理令違反	木津力松	八・二三	一	棄却	大阪高	一九一
昭和三七年(あ)一五二九	道路交通法違反、業務上過失致死	柏淵貞雄	八・二七	一	棄却	札幌高函館支	一九三
昭和三七年(あ)一五一七	業務上過失致死傷	木村忠蔵	八・二八	三	棄却	仙台高	一九五

最高裁判所刑事裁判書総目次

昭和三十七年
九月分

最高裁判所
事務総局

一、本目次には最高裁判所の判決、決定の全部を集録した。
二、（　）内の数字は分冊を示し、最高裁判所裁判書原本綴の分類による。
三、丁数は最高裁判書原本綴の丁数である。

		頁
判決	(全)……（四日―二五日）……（一五件）……	一
決定	(1)……（三日―六日）……（四七件）……	三
決定	(2)……（一一日―　）……（五五件）……	九
決定	(3)……（一三日―二〇日）……（五六件）……	一五
決定	(4)……（二一日―二八日）……（五七件）……	二二
雑	(全)……（三日―二九日）……（三五件）……	二七
不成立	(全)……（六日―二六日）……（一三件）……	三一

昭和三七年(あ)一五六九	強盗致傷	小田桐登一	八・二八	三棄却	東京高	一九七
昭和三七年(あ)一三一七	賍物牙保	中平好喜	八・三〇	一棄却	大阪高	一九九

刑事判決（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三四年(あ)一二八七	収賄	柳下要司郎外一名	九・四	三	棄却	名古屋高	一
昭和三六年(あ)三〇六二	公職選挙法違反	辻宗次郎	九・四	三	破棄自判	大阪高	一〇
昭和三七年(あ)四一〇	たばこ専売法違反	林政次	九・一三	一	棄却	東京高	一九
昭和三五年(あ)六三二	労働基準法違反	曾根清市外一名	九・一四	二	破棄移送	東京高	四二
昭和三七年(あ)五六五	窃盗	松尾博	九・一四	二	棄却	福岡高	五八
昭和三七年(あ)六四三	公職選挙法違反	堀末蔵外一名	九・一四	二	末蔵、破棄、自判、とら、棄却	東京高	六六
昭和三七年(あ)八九二	公職選挙法違反	深沢喜一郎外一名	九・一四	二	棄却	東京高	八七
昭和三七年(あ)九四六	業務上過失致死、道路運送法違反	渡辺招吉	九・一四	二	棄却	東京高	九〇
昭和三七年(あ)一〇二四	道路交通法違反、業務上過失致死	伊藤定男	九・一四	二	棄却	名古屋高	九四

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第二審又は原審	丁数
昭和三五年(あ) 九九	窃盗	飛弾野辰雄	九・一八	三	棄却	東京高	九九
昭和三五年(あ) 七三五	出入国管理令違反	小西清秀	九・一八	三	棄却	大阪高	一〇八
昭和三六年(あ) 一一六八	爆発物取締罰則違反、往来妨害	若生栄七 外一名	九・一八	三	棄却	仙台高	一一五
昭和三七年(あ) 一〇二九	窃盗未遂	露木信二 外一名	九・一八	三	棄却	東京高	一二一
昭和三七年(あ) 九八一	道路交通法違反、傷害、窃盗	広井重太郎	九・二五	三	棄却	東京高	一二九
昭和三七年(あ) 一三一五	麻薬取締法違反	河内三郎兵衛	九・二五	三	棄却	大阪高	一三四

刑事決定（1）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第二審又は原審	丁数
昭和三七年(あ) 七〇八	業務上過失致死	松田秀男	九・三	二	棄却	広島高岡山支	一
昭和三七年(あ) 七一一	業務上過失致死	吉田広繁	九・三	二	棄却	大阪高	一五
昭和三七年(あ) 七五九	業務上過失致死	遠田幸治	九・三	二	棄却	名古屋高金沢支	一九
昭和三七年(あ) 七六五	賍物故買、賍物収受、賍物寄蔵	吉田孝夫	九・三	二	棄却	札幌高	二三
昭和三七年(あ) 七八八	詐欺、横領	原口辰喜	九・三	二	棄却	福岡高	三一
昭和三七年(あ) 八〇四	窃盗	矢野ミヱ	九・三	二	棄却	福岡高	三六
昭和三七年(あ) 八四〇	窃盗	尾賢太郎	九・三	二	棄却	大阪高	三九
昭和三七年(あ) 八五一	業務上横領	長沢信一	九・三	二	棄却	札幌高	四六
昭和三七年(あ) 八五八	窃盗	藤武男	九・三	二	棄却	東京高	六三

昭和三七年(あ)	八八一	窃	盗	金	君子	九・三	二棄却	大阪高	六六
昭和三七年(あ)	九〇三	窃	盗	安部合紀		九・三	二棄却	仙台高	七二
昭和三七年(あ)	九一八	窃	盗	工藤竹蔵		九・三	二棄却	仙台高	七七
昭和三七年(あ)	九二八	麻薬取締法違反		山本まさゑ		九・三	二棄却	大阪高	八一
昭和三七年(あ)	九五八	傷害、銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反		茨	克樹	九・三	二棄却	福岡高	八五
昭和三七年(あ)	九六二	傷害、銃砲刀剣類等所持取締法違反		古橋敏明		九・三	二棄却	広島高松江支	八九
昭和三七年(あ)	九六九	恐	喝	斎藤進		九・三	二棄却	大阪高	九四
昭和三七年(あ)	九七二	賍物故買		左	斗媛	九・三	二棄却	大阪高	九八
昭和三七年(あ)	一〇三一	公職選挙法違反		本田作太郎 外五名		九・三	二棄却	東京高	一〇一
昭和三七年(あ)	一〇五二	公職選挙法違反		香野	清	九・三	二棄却	仙台高	一一〇
昭和三七年(あ)	一〇七四	公職選挙法違反		舛田	修一 外一名	九・三	二棄却	福岡高	一一四

昭和三七年(あ)	一〇九三	公職選挙法違反		谷	貞悟 外一名	九・三	二棄却	東京高	一二九
昭和三七年(あ)	一〇九五	公職選挙法違反		山本忠司		九・三	二棄却	東京高	一三二
昭和三七年(あ)	一一二二	公職選挙法違反		明日	武治	九・三	二棄却	仙台高	一三七
昭和三四年(あ)	二〇五三	賍物収受、賍物牙保		松本	光年	九・四	三棄却	大阪高	一四五
昭和三六年(あ)	三〇五八	公職選挙法違反		塩見	長三郎 外一四名	九・四	三棄却	大阪高	一五〇
昭和三六年(あ)	三〇六二	公職選挙法違反		林	清吉	九・四	三棄却	大阪高	一六二
昭和三七年(あ)	九三六	窃盗、賍物牙保		塩谷	浩	九・四	三棄却	札幌高	一六八
昭和三七年(あ)	一〇〇三	住居侵入、窃盗未遂		大場	広望	九・四	三棄却	札幌高	一七三
昭和三七年(あ)	一一三九	詐欺、恐喝、横領、窃盗		浅沼	健次	九・四	三棄却	仙台高	一七八
昭和三七年(あ)	一一七三	窃盗		下田	春市	九・四	三棄却	大阪高	一八三
昭和三七年(あ)	一三九一	窃盗		粂	和彦	九・四	三棄却	大阪高	一八九

昭和三七年(あ)	一三九六	詐	欺	山本政広	九・四	三	棄却	札幌高	一九三
昭和三七年(あ)	一四七八	住居侵入		内山信隆	九・四	三	棄却	東京高	一九六
昭和三五年(あ)	七二〇	公務執行妨害		松隈謙一外一名	九・五	二	棄却	福岡高	二〇〇
昭和三七年(あ)	八二〇	窃盗		山崎一二	九・五	二	棄却	仙台高秋田支	二七五
昭和三七年(あ)	八六一	業務上過失致死、道路交通法違反		秋谷雄男	九・五	二	棄却	東京高	二七九
昭和三七年(あ)	九一四	有価証券偽造、同行使、詐欺業務上横領		岩村伍平次	九・五	二	棄却	福岡高	二八三
昭和三七年(あ)	九三九	強	姦	大西聡外三名	九・五	二	棄却	大阪高	二八六
昭和三七年(あ)	一〇二〇	公務執行妨害、傷害、暴行		馬場勝正	九・五	二	棄却	広島高岡山支	三〇七
昭和三七年(あ)	一〇三四	麻薬取締法違反		房英讃	九・五	二	棄却	東京高	三一一
昭和三七年(あ)	一〇四六	道路交通法違反、業務上過失傷害		原修	九・五	二	棄却	大阪高	三一七
昭和三七年(あ)	二五八	窃盗、傷害、公務執行妨害		藤田祐二郎	九・六	一	棄却	東京高	三二〇

昭和三七年(あ)	三〇五	殺人、傷害致死、傷害、恐喝		森義男外二名	九・六	一	棄却	大阪高	三二四
昭和三七年(あ)	三七三	殺	人	鳥巣良三	九・六	一	棄却	福岡高	三三一
昭和三七年(あ)	五二二	業務上横領		大村圭助	九・六	一	棄却	福岡高	三三六
昭和三七年(あ)	六六八	窃盗		三浦久雄	九・六	一	棄却	広島高	三四〇
昭和三七年(あ)	一〇一〇	傷害、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、銃砲刀剣類等所持取締法違反		高井健吉外一名	九・六	一	棄却	大阪高	三四三

刑事決定（2）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三四年(あ)一七五六	業務上過失致死、同傷害	松本聡	九・一一	三	棄却	仙台高	一
昭和三四年(あ)二一〇一	殺人未遂、銃砲刀剣類等所持取締令違反、火薬類取締法違反	井田栄作	九・一一	三	棄却	福岡高	六
昭和三七年(あ)三七二	窃盗、封印破棄、傷害	押本和一	九・一一	三	棄却	広島高松江支	三五
昭和三七年(あ)四五五	詐欺	山内一郎	九・一一	三	棄却	大阪高	四五
昭和三七年(あ)五一八	恐喝、銃砲刀剣類等所持取締法違反	高佐利三	九・一一	三	棄却	札幌高函館支	五一
昭和三七年(あ)五六六	公職選挙法違反	末永幸外二名	九・一一	三	棄却	広島高	五五
昭和三七年(あ)五八八	贈賄	渡辺要外二名	九・一一	三	棄却	仙台高	五九
昭和三七年(あ)六一一	詐欺、同未遂	金元植外一名	九・一一	三	棄却	大阪高	八〇
昭和三七年(あ)六一五	有価証券偽造、同行使	文屋吉之助	九・一一	三	棄却	東京高	九〇

昭和三七年(あ)	六三一	横	領	古谷善造	九・一一	三棄却	東京高	九八	
昭和三七年(あ)	六三八	公職選挙法違反	富沢晴雄	九・一一	三棄却	東京高	一一六		
昭和三七年(あ)	六五三	業務上過失致死	曾	明圭	九・一一	三棄却	大阪高	一二四	
昭和三七年(あ)	六五四	傷	害	姜	安中	九・一一	三棄却	大阪高	一二九
昭和三七年(あ)	七二〇	詐	欺	近藤富士雄	九・一一	三棄却	大阪高	一三三	
昭和三七年(あ)	七二六	公職選挙法違反	樋口仙一 外一名	九・一一	三棄却	名古屋高	一三八		
昭和三七年(あ)	七三一	恐喝、同未遂、銃砲刀剣類等所持取締法違反	山松賢造 外二名	九・一一	三棄却	広島高松江支	一四二		
昭和三七年(あ)	七四五	窃	盗	内田郁夫	九・一一	三棄却	名古屋高	一五四	
昭和三七年(あ)	七六四	業務上過失傷害	三浦靖子	九・一一	三棄却	札幌高	一五九		
昭和三七年(あ)	七七一	窃	盗	小西正安 外二名	九・一一	三棄却	大阪高	一六二	
昭和三七年(あ)	七七四	業務上過失致死、道路交通法	備	魚安紀一	九・一一	三棄却	大阪高	一六八	

昭和三七年(あ)	七九五	窃	盗	清野昭三	九・一一	三棄却	仙台高	一七五	
昭和三七年(あ)	八一四	公務執行妨害	上原正	九・一一	三棄却	東京高	一八三		
昭和三七年(あ)	八一六	児童福祉法違反、売春防止法違反	谷口恵美子	九・一一	三棄却	東京高	一九二		
昭和三七年(あ)	八三七	業務上過失傷害、道路交通法違反	黒岩正一	九・一一	三棄却	名古屋高	一九六		
昭和三七年(あ)	八五〇	詐	欺	笹原茂	九・一一	三棄却	札幌高	一九九	
昭和三七年(あ)	八五六	業務上過失致死、道路交通法違反	萩原正人	九・一一	三棄却	東京高	二〇三		
昭和三七年(あ)	八五九	外国為替及び外国貿易管理法違反	株式会社平岡 外一名	九・一一	三棄却	東京高	二〇七		
昭和三七年(あ)	八六七	住居侵入	杉本幸男	九・一一	三棄却	広島高岡山支	二一四		
昭和三七年(あ)	八六九	特別公務員職権濫用	赤坂馨	九・一一	三棄却	広島高岡山支	二一八		
昭和三七年(あ)	八七二	業務上過失傷害、道路交通法違反	小作貞夫	九・一一	三棄却	大阪高	二二四		
昭和三七年(あ)	八七九	業務上過失致死	木場忠則	九・一一	三棄却	大阪高	二二八		

昭和三七年(あ)八八二	森林法違反	新宮領	優	九・一一	三棄却	福岡高宮崎支	二三三		
昭和三七年(あ)八九六	窃盗	中居克彦		九・一一	三棄却	東京高	二三六		
昭和三七年(あ)九〇七	業務上横領	林英一		九・一一	三棄却	名古屋高	二四一		
昭和三七年(あ)九一一	賍物牙保	鶴敏則		九・一一	三棄却	福岡高	二五二		
昭和三七年(あ)九一五	強姦	松永鍾一		九・一一	三棄却	名古屋高	二五七		
昭和三七年(あ)九三八	業務上過失致死	酒井淳一		九・一一	三棄却	名古屋高	二六〇		
昭和三七年(あ)九七〇	殺人未遂	安達弥三郎		九・一一	三棄却	大阪高	二六五		
昭和三七年(あ)九八二	窃盗、恐喝未遂	田竹良		九・一一	三棄却	東京高	二七二		
昭和三七年(あ)九八八	横領	金鐘宇		九・一一	三棄却	東京高	二七六		
昭和三七年(あ)九九〇	公職選挙法違反	小倉恒治		九・一一	三棄却	東京高	二八四		
昭和三七年(あ)一〇〇七	売春防止法違反	有働ナツエ		九・一一	三棄却	大阪高	二八九		

昭和三七年(あ)一〇三五	暴行、脅迫	崔	得珠	九・一一	三棄却	東京高	二九三		
昭和三七年(あ)一〇三七	たばこ専売法違反	金	隣柄	九・一一	三棄却	東京高	二九六		
昭和三七年(あ)一〇四三	公職選挙法違反	川崎	良治	九・一一	三棄却	広島高岡山支	二九九		
昭和三七年(あ)一〇五〇	強姦	伊藤	京一	九・一一	三棄却	札幌高函館支	三〇四		
昭和三七年(あ)一〇五八	公職選挙法違反	吉井	吉太郎	九・一一	三棄却	名古屋高金沢支	三〇七		
昭和三七年(あ)一〇七二	窃盗	沢田	茂雄	九・一一	三棄却	広島高松江支	三一二		
昭和三七年(あ)一〇八二	住居侵入	松山	円吉	九・一一	三棄却	札幌高函館支	三一五		
昭和三七年(あ)一〇八八	窃盗	小林	一二三	九・一一	三棄却	東京高	三一八		
昭和三七年(あ)一〇九六	業務上過失傷害	草間	染之助	九・一一	三棄却	東京高	三二二		
昭和三七年(あ)一〇九八	窃盗未遂	前川	重夫	九・一一	三棄却	東京高	三二六		
昭和三七年(あ)一一〇一	売春防止法違反	斎藤	イト	九・一一	三棄却	東京高	三三〇		

昭和三七年(あ)一一一八	詐	欺	岸	栄桜	九・一一	三	棄却	広島高松江支	三三四
昭和三七年(あ)一一三三	公職選挙法違反	青木敏雄			九・一一	三	棄却	東京高	三四八

刑事決定（3）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三六年(あ)六六三	強姦致傷	井上勇 外一名	九・一三	一	棄却	大阪高	一
昭和三六年(あ)一九五八	失火	大沢儀平	九・一三	一	棄却	東京高	二一
昭和三七年(あ)六四八	公職選挙法違反	河本新一	九・一三	一	棄却	広島高	三九
昭和三七年(あ)六五八	窃盗	除応河	九・一三	一	棄却	名古屋高	四四
昭和三七年(あ)六八一	強盗傷人、強盗、窃盗、恐喝傷害	寺本静政	九・一三	一	棄却	大阪高	四八
昭和三七年(あ)六九七	詐欺	安済武雄	九・一三	一	棄却	大阪高	五四
昭和三七年(あ)七六七	公職選挙法違反	谷岡繁雄	九・一三	一	棄却	札幌高	六〇
昭和三七年(あ)九〇九	窃盗	武田勝彦	九・一三	一	棄却	広島高	六七
昭和三七年(あ)九三三	詐欺	榎薫	九・一三	一	棄却	大阪高	七〇

昭和三七年(あ)一一四三	公職選挙法違反	遠藤貞雄外一名	九・一三	一棄	却	札幌高	七四
昭和三七年(あ)一一一三	殺	人	東淵正和	九・一四	二棄	却	名古屋高	八〇
昭和三七年(あ)一二七〇	強姦致傷、強姦未遂	佐藤敬一	九・一四	二棄	却	広島高岡山支	八六
昭和三七年(あ)　五八	暴行	竹市鶴治	九・一七	二棄	却	福岡高	九一
昭和三七年(あ)　九八四	横領、有印私文書偽造、同行使、有価証券虚偽記入、同行使、偽造有価証券行使、暴行	高橋伝三郎	九・一七	二棄	却	東京高	九七
昭和三七年(あ)一〇〇四	住居侵入、準強姦	高田吉次郎	九・一七	二棄	却	広島高松江支	一〇一
昭和三七年(あ)一〇〇八	売春防止法違反	福田ツル	九・一七	二棄	却	大阪高	一〇四
昭和三七年(あ)一〇五七	窃盗	湊稔	九・一七	二棄	却	大阪高	一〇八
昭和三七年(あ)一〇六三	恐喝	尾崎英児	九・一七	二棄	却	大阪高	一一一
昭和三七年(あ)一〇七七	窃盗、傷害	中村忍	九・一七	二棄	却	広島高松江支	一一四
昭和三七年(あ)一〇九〇	詐欺、横領	矢吹美雄	九・一七	二棄	却	東京高	一一七

昭和三七年(あ)一一〇〇	恐喝	植野重夫	九・一七	二棄	却	東京高	一二二
昭和三七年(あ)一一二四	賍物牙保	竹内清太郎	九・一七	二棄	却	東京高	一二五
昭和三七年(あ)一二五九	常習累犯窃盗	生田秀一	九・一七	二棄	却	広島高岡山支	一二八
昭和三七年(あ)一三〇二	賍物故買	西山芳昭	九・一七	二棄	却	大阪高	一三五
昭和三三年(あ)　五三〇	公務執行妨害、傷害	大塚辰記外三名	九・一八	三棄	却	東京高	一四〇
昭和三四年(あ)一八二二	窃盗	小西一郎	九・一八	三棄	却	東京高	一五六
昭和三四年(あ)一八九七	傷害致死	西条文二	九・一八	三棄	却	東京高	一六六
昭和三四年(あ)一二九八	賍物故買、賍物牙保	平野福司外一名	九・一八	三棄	却	東京高	一七一
昭和三四年(あ)一四六四	放火	吉沢万治郎	九・一八	三棄	却	大阪高	二八二
昭和三五年(あ)　一四一	収賄、詐欺	小林勝美外一名	九・一八	三棄	却	札幌高	三〇四
昭和三五年(あ)　八八六	詐欺	大貫喜市	九・一八	三棄	却	東京高	三一七

昭和三六年(あ)	五〇四	アルコール専売法違反	栗山宗一	九・一八	三	棄却	東京高	三二一	
昭和三六年(あ)	一九〇九	私文書偽造、同行使	西村政則	九・一八	三	棄却	大阪高	三三八	
昭和三七年(あ)	六四一	公職選挙法違反	五味周太郎	九・一八	三	棄却	東京高	三五一	
昭和三七年(あ)	九八〇	窃盗	山田惣一	九・一八	二	棄却	東京高	三五七	
昭和三七年(あ)	一二〇六	公職選挙法違反	林幹外二名	九・一八	二	棄却	大阪高	三六一	
昭和三七年(あ)	一三〇六	恐喝未遂	伊堂勝次	九・一八	二	棄却	東京高	三六五	
昭和三七年(あ)	一七五一	傷害、誣告	栂野泰雄	九・一八	三	棄却	大阪高	三六八	
昭和三七年(あ)	一〇六〇	傷害、銃砲刀剣類等所持取締法違反	幾田茂	九・一九	二	棄却	大阪高	三七〇	
昭和三七年(あ)	一〇九七	業務上横領	辻口光雄	九・一九	二	棄却	東京高	三七四	
昭和三七年(あ)	一二一五	公職選挙法違反	栗田保	九・一九	二	棄却	広島高	三七七	
昭和三七年(あ)	二七一	売春防止法違反	谷本スズ子	九・二〇	一	棄却	東京高	三八二	

昭和三七年(あ)	四七八	強盗致傷、窃盗、住居侵入	太田康裕	九・二〇	一	棄却	東京高	三九〇	
昭和三七年(あ)	五二七	有価証券偽造、同行使、私文書偽造、同行使、詐欺、業務上横領	佐藤栄一	九・二〇	一	棄却	札幌高	三九四	
昭和三七年(あ)	五五五	経済関係罰則の整備に関する法律違反	有田宇三郎外一名	九・二〇	一	棄却	福岡高	三九七	
昭和三七年(あ)	六一二	放火	金君孝	九・二〇	一	棄却	東京高	四〇三	
昭和三七年(あ)	六八二	窃盗	大道千代吉	九・二〇	一	棄却	大阪高	四一七	
昭和三七年(あ)	七〇一	業務上過失致死	田中武男	九・二〇	一	棄却	広島高岡山支	四三一	
昭和三七年(あ)	一〇五一	恐喝	大友誠	九・二〇	一	棄却	仙台高	四三七	
昭和三七年(あ)	一〇六二	傷害	岸野隆夫	九・二〇	一	棄却	大阪高	四四一	
昭和三七年(あ)	一〇七六	薬事法違反	松岡弥	九・二〇	一	棄却	福岡高	四四四	
昭和三七年(あ)	一〇八九	公職選挙法違反	恩蔵泰助	九・二〇	一	棄却	東京高	四四七	
昭和三七年(あ)	一〇九二	猥褻図画販売	安賢三	九・二〇	一	棄却	東京高	四五一	

昭和三七年(あ)一一七五	公職選挙法違反	山下綾子	九・二〇	一棄却	名古屋高	四五七	
昭和三七年(あ)一二四一	公職選挙法違反	井川虎雄	九・二〇	一棄却	東京高	四六二	
昭和三七年(あ)一二六二	公職選挙法違反	池田僥一	九・二〇	一棄却	広島高岡山支	四六六	

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三七年(あ)九七七	窃盗	梁宗鎬	九・二一	二	棄却	大阪高	一
昭和三七年(あ)一二二九	強姦、窃盗	崔正博外三名	九・二二	二	棄却	大阪高	八
昭和三七年(あ)一三〇五	窃盗、同未遂	趙淵宇	九・二四	二	棄却	東京高	二六
昭和三五年(あ)九七二	外国為替及び外国貿易管理法違反	吉橋季尾外一名	九・二五	三	棄却	大阪高	三〇
昭和三五年(あ)一一二二	窃盗	滝沢英夫	九・二五	三	棄却	東京高	三七
昭和三七年(あ)六五〇	入場税法違反	野見山哲	九・二五	三	棄却	福岡高	四二
昭和三七年(あ)七八二	窃盗	全明男外一名	九・二五	三	棄却	大阪高	四九
昭和三七年(あ)七八九	有価証券偽造、同行使	宮地寿恵夫	九・二五	三	棄却	福岡高	五六
昭和三七年(あ)八三二	業務上横領	関野勝美	九・二五	三	棄却	札幌高	六三

昭和三七年(あ)	八六二	詐欺	佐藤茂治	九・二五	三棄却	東京高	六八	
昭和三七年(あ)	九三四	詐欺	村角勝三郎	九・二五	三棄却	大阪高	七一	
昭和三七年(あ)	九五〇	強姦致傷	吉江朝男	九・二五	三棄却	東京高	七六	
昭和三七年(あ)	九六三	業務上過失致死、道路交通法違反	武田昭二	九・二五	三棄却	高松高	八四	
昭和三七年(あ)	九七五	業務上過失傷害	山崎俊之	九・二五	三棄却	広島高	九〇	
昭和三七年(あ)	九九五	業務上過失致死、業務上過失傷害、道路交通法違反	二村清	九・二五	三棄却	東京高	九三	
昭和三七年(あ)	一〇〇五	歯科医師法違反	大田末松	九・二五	三棄却	熊本地	九八	
昭和三七年(あ)	一〇三九	傷害	梁三永	九・二五	三棄却	東京高	一〇六	
昭和三七年(あ)	一〇六四	収賄	松浦虎市外三名	九・二五	三棄却	大阪高	一一〇	
昭和三七年(あ)	一〇八四	暴行、横領、脅迫	呉晋守	九・二五	三棄却	東京高	一一五	
昭和三七年(あ)	一〇九一	業務上過失致死、道路交通取締法違反	安藤豊治	九・二五	三棄却	東京高	一一九	

昭和三七年(あ)	一一〇七	公職選挙法違反	新井宗次外一名	九・二五	三棄却	東京高	一二六	
昭和三七年(あ)	一一一四	業務上過失傷害	加藤正富	九・二五	三棄却	名古屋高	一三一	
昭和三七年(あ)	一一二三	道路交通法違反	立原秋夫	九・二五	三棄却	仙台高	一三五	
昭和三七年(あ)	一一四五	窃盗	工藤武	九・二五	三棄却	仙台高	一三八	
昭和三七年(あ)	一一五一	窃盗、恐喝、詐欺、暴行、強制猥褻、強盗	西沢清外二名	九・二五	三棄却	大阪高	一四二	
昭和三七年(あ)	一一五三	公職選挙法違反	日隈正外一名	九・二五	三棄却	福岡高	一四七	
昭和三七年(あ)	一一五五	業務上過失傷害、道路交通取締法違反	黒野文男	九・二五	三棄却	大阪高	一五八	
昭和三七年(あ)	一一六三	業務上過失致死	工藤竹之助	九・二五	三棄却	仙台高	一六二	
昭和三七年(あ)	一一七七	公職選挙法違反	河内治行	九・二五	三棄却	名古屋高	一七〇	
昭和三七年(あ)	一一八二	麻薬取締法違反	陳王游甘	九・二五	三棄却	大阪高	一七四	
昭和三七年(あ)	一一八四	公職選挙法違反	行天春夫	九・二五	三棄却	札幌高	一七七	

昭和三七年(あ)一一九八	業務上過失傷害、道路交通法違反	井上一芳	九・一五	三	棄却	仙台高	一八一		
昭和三七年(あ)一二〇五	窃盗	山本和男	九・一五	三	棄却	大阪高	一八七		
昭和三七年(あ)一二〇八	強盗	豊田稔充	九・一五	三	棄却	大阪高	一九一		
昭和三七年(あ)一二一一	傷害、道路交通法違反	松尾繁 外二名	九・一五	三	棄却	大阪高	一九九		
昭和三七年(あ)一二一三	売春防止法違反	黒木勝代	九・一五	三	棄却	名古屋高	二〇八		
昭和三七年(あ)一二一八	詐欺、横領	御厨康之	九・一五	三	棄却	福岡高	二一一		
昭和三七年(あ)一二三三	業務上過失致死	熊野谷幸雄	九・一五	三	棄却	福岡高宮崎支	二一七		
昭和三七年(あ)一二四七	強姦致傷	柴田光将 外一名	九・一五	三	棄却	東京高	二二二		
昭和三七年(あ)一二七二	賍物運搬、詐欺、窃盗、住居侵入	山本勝志	九・一五	三	棄却	広島高岡山支	二二五		
昭和三七年(あ)一三〇三	窃盗	菊地馨	九・一五	三	棄却	東京高	二三五		
昭和三七年(あ)一四七五	窃盗、恐喝、同未遂	佐々木安男	九・一五	三	棄却	札幌高	二三九		

昭和三六年(あ)一二五七	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、傷害、兇器準備集合	姜好祚	九・二七	一	棄却	名古屋高金沢支	二四二		
昭和三七年(あ)五七五	強盗、窃盗、傷害	田中光雄	九・二七	一	棄却	大阪高	二五三		
昭和三七年(あ)五七六	窃盗幇助	村上幸三	九・二七	一	棄却	大阪高	二五九		
昭和三七年(あ)六〇六	窃盗	長憲夫	九・二七	一	棄却	大阪高	二六三		
昭和三七年(あ)六六五	傷害、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、脅迫	鞆田輿紀	九・二七	一	棄却	福岡高宮崎支	二六七		
昭和三七年(あ)六六九	業務上過失致死	佐藤侶志	九・二七	一	棄却	仙台高秋田支	二七一		
昭和三七年(あ)七五二	傷害、暴行	奥田勝治	九・二七	一	棄却	大阪高	二七五		
昭和三七年(あ)九〇五	窃盗	越竹夫	九・二七	一	棄却	広島高	二七八		
昭和三七年(あ)一一六一	殺人	上善造	九・二七	一	棄却	仙台高秋田支	二八一		
昭和三七年(あ)一一九九	麻薬取締法違反、賍物牙保	伊部憲一	九・二七	一	棄却	大阪高	二八四		
昭和三七年(あ)一二三四	傷害	西山美義	九・二七	一	棄却	東京高	二八九		

昭和三七年(あ)一二三七	傷	害	品川吉弘	九・二七	一	棄却	東京高	二九二
昭和三七年(あ)一二五四	道路交通法違反	小	高幸治	九・二七	一	棄却	東京高	二九七
昭和三七年(あ)一三二五	強盗、窃盗	片	山明	九・二七	一	棄却	大阪高	三〇〇
昭和三四年(あ)一二六	関税法違反、物品税法違反、公文書毀棄公正証書原本不実記載、同行使、公正証書原本不実記載未遂	山	田義雄	九・二八	二	棄却	大阪高	三〇五

刑事雑（全）

事件番号	事件名	被告人又は申立人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
再審請求							
昭和三七年(き)九	傷害被告事件についてなした上告棄却の確定決定に対する再審の請求	和喰幹郎	九・五	二	棄却		一五四
昭和三七年(き)八	強盗殺人、同未遂等被告事件につきなした上告棄却の確定判決に対する再審の請求	平沢貞通	九・一一	三	棄却		一六一
特別抗告の申立							
昭和三七年(し)三二	刑の執行猶予取消決定につきなした即時抗告に対する決定に対する特別抗告の申立	佐田正次外一名	九・三	二	棄却	大阪高	一六七
昭和三七年(し)三一	現住建造物放火、住居侵入、強盗殺人被告事件につきなした上訴権回復並びに控訴趣意書提出期日指定の申立に対する却下決定に対する特別抗告の申立	和島岩吉外四名（栄春）	九・四	三	棄却	大阪高	一六九
昭和三七年(し)三五	詐欺、道路交通法違反被告事件についてなした異議申立棄却の決定に対する特別抗告の申立	中田義正（吉藤周次）	九・二七	一	棄却	広島高	一七四
昭和三七年(し)三六	賭物故買被告事件の有罪の確定判決に対する再審請求棄却決定に対する即時抗告につきなした抗告棄却決定に対する特別抗告の申立	清木尚芳（福永錦也）	九・二九	二	棄却	大阪高	一七八

昭和三七年(ヰ)	一二九	傷害	岡田弥須彦	九・四	三免除		一八一
昭和三七年(ヰ)	一三三	公正証書原本不実記載等	木村武夫	九・一一	三免除		一八三
昭和三七年(あ)	一三七七	賍物牙保、恐喝	筒井松男	九・一一	三負担		一八四
昭和三七年(あ)	一六〇二	傷害	原口茂夫	九・一一	三負担		一八五
昭和三七年(ヰ)	一三一	傷害	菊地静一	九・一二	二棄却		一八七
昭和三七年(ヰ)	一二四	強姦未遂、傷害	原久雄	九・一四	二棄却		一八八
昭和三七年(ヰ)	一三二	傷害、窃盗	清野武雄	九・一四	二免除		一八九
昭和三七年(ヰ)	一三八	窃盗	坂安正	九・一九	一免除		一九〇
昭和三七年(ヰ)	一三九	有価証券偽造、同行使、詐欺	清水吟治	九・二七	一免除		一九二
昭和三七年(す)	二七二	恐喝、詐欺被告事件につきなした上告棄却の決定に対する異議の申立	神田時宗	九・一一	三棄却		一九四

昭和三七年(す)	二八八	窃盗被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議の申立	下田春市	九・一八	三棄却		一九九
昭和三七年(す)	二八〇	詐欺被告事件につきなした上告棄却の決定に対する異議の申立	中野博義(李光顕)	九・一九	一棄却		二〇一
昭和三七年(す)	二八七	住居侵入被告事件につきなした上告棄却の決定に対する異議の申立	内山信隆	九・二五	三棄却		二〇四
昭和三七年(す)	二八九	暴行、脅迫被告事件につきなした上告棄却の決定に対する異議の申立	崔得珠	九・二五	三棄却		二〇八
昭和三七年(す)	二九二	詐欺被告事件につきなした上告棄却の決定に対する異議の申立	岸栄桜	九・二五	三棄却		二一一
昭和二七年(す)	二九四	窃盗未遂被告事件につきなした上告棄却の決定に対する異議の申立	中野博義(前川重夫)	九・二五	三棄却		二一九
昭和三七年(す)	二九六	横領被告事件につきなした上告棄却の決定に対する異議の申立	岡田実五郎(金鐘宇)	九・二五	三棄却		二二四
昭和三七年(す)	二九七	殺人未遂、銃砲刀剣類等所持取締令違反、火薬類取締法違反被告事件につきなした上告棄却の決定に対する異議の申立	竹下栄作(井田甫)	九・二五	三棄却		二二七
昭和三七年(す)	二七四	公職選挙法違反被告事件につきなした上告棄却の決定に対する異議の申立	鈴木義男外一名(小野一郎外一名)	九・二六	一棄却		二三二
昭和三七年(す)	二九三	失火被告事件につきなした上告棄却の決定に対する異議の申立	関原勇外一名(大沢儀平)	九・二七	一棄却		二三五

昭和三六年(あ)二一二五	公務執行妨害	関之海武夫	九・四	三棄却	大阪高	二三七
昭和三六年(あ)二九七九	公記号不正使用、森林法違反	丹野源太郎	九・一七	二棄却	仙台高	二三九
昭和三七年(あ)一三八七	入札妨害	長村清之助	九・二五	三棄却	大阪高	二四一
	その他					
昭和三七年(す)二五六	公務執行妨害、傷害被告事件につきなした管轄移転請求棄却決定に対する即時抗告及び異議の申立	中谷高男	九・三	二棄却		二四三
昭和三七年(す)二六七	窃盗被告事件につきなした上告棄却決定に対する異議申立棄却決定に対する特別抗告の申立	福井信男	九・一四	二棄却		二四四
昭和三七年(す)二七〇	公務執行妨害、傷害被告事件につき管轄移転の請求	中谷高男	九・一八	三棄却		二四五
昭和三七年(す)二七六	強盗殺人被告事件につきなした再審請求棄却決定に対する特別抗告申立棄却決定に対する抗告の申立	平沢貞通	九・二五	三棄却		二七一
昭和三七年(す)二九一	公職選挙法違反被告事件につきなした上告棄却の決定に対する抗告の申立	中山柳作	九・二六	一棄却		二七三
昭和三七年(す)二九〇	公務執行妨害、傷害被告事件につきなした管轄移転請求の棄却決定に対する即時抗告及び異議の申立棄却決定に対する特別抗告の申立	中谷高男	九・二七	二棄却		二七四

刑事不成立（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三七年(あ)一二九四	窃盗	李太先	九・六	一棄却	大阪高	二〇一	
昭和三七年(あ)一六二〇	詐欺、窃盗、賍物牙保	落合勝美	九・六	二棄却	東京高	二〇三	
昭和三七年(あ)一六四七	道路運送法違反	車広潤	九・六	二棄却	福岡高	二〇五	
昭和三七年(あ)一五二〇	業務上過失致死	梶間健夫	九・一一	三棄却	大阪高	二〇七	
昭和三七年(あ)一六五五	窃盗教唆、賍物牙保	瀬戸俊彦	九・一一	三棄却	大阪高	二〇九	
昭和三七年(あ)一四五八	窃盗	崎場隆	九・一三	一棄却	大阪高	二一一	
昭和三七年(あ)一六六三	道路交通法違反、重過失傷害	川本京蔵	九・一三	二棄却	札幌高函館支	二一三	
昭和三七年(あ)一五二二	関税法違反、恐喝	小合達夫	九・一九	二棄却	大阪高	二一五	
昭和三七年(あ)五〇二	業務上過失致死、道路交通法違反	菊地正	九・二四	二棄却	仙台高	二一七	

昭和三七年(あ)一六〇八	公務執行妨害、傷害、脅迫	西村節男	九・二五	三 棄却	福岡高 二一九
昭和三七年(あ)一七〇三	窃盗、横領	徳永光雄	九・二五	三 棄却	福岡高 二一一
昭和三七年(あ)一七一一	恐喝	青山清一	九・二五	三 棄却	福岡高 二一三
昭和三七年(あ)一七三九	道路交通法違反、業務上過失傷害	早裕	九・二六	二 棄却	大阪高 二二五

最高裁判所刑事裁判書総目次

昭和三十七年十月分

最高裁判所事務総局

一、本目次には最高裁判所の判決、決定の全部を集録した。
二、（　）内の数字は分冊を示し、最高裁判所裁判書原本綴の分類による。
三、丁数は最高裁判所裁判書原本綴の丁数である。

		頁
判決(全)	（三日―三〇日）……（二三件）……	一
決定(1)	（二日―一一日）……（五七件）……	五
決定(2)	（一二日―一八日）……（四八件）……	一一
決定(3)	（一九日―二四日）……（五一件）……	一七
決定(4)	（二五日―三〇日）……（二八件）……	二三
雑	（全）……（六日―三〇日）……（四三件）……	二七
不成立(全)	（三日―二六日）……（九件）……	三三

刑事判決（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第二審又は原審	丁数
昭和三一年(お)一〇六九	外国為替及び外国貿易管理法違反、関税法違反	金錫玟	一〇・三	大	破棄自判	東京高	一
昭和三七年(お)一二〇七	窃盗	国方寿	一〇・五	二	一部破棄他棄却	大阪高	九
昭和三六年(お)二四六三	強盗殺人、強盗傷人	米田実 外一名	一〇・九	三	棄却	広島高	一三
昭和三七年(お)一二六一	公職選挙法違反	大森政治	一〇・九	三	棄却	仙台高	五七
昭和三四年(お)一二九九	窃盗、賍物故買	大塚鶴震 外五名	一〇・一六	三	棄却	東京高	六三
昭和三七年(お)一一六〇	公職選挙法違反	家代岡信孝	一〇・一六	三	棄却	大阪高	九一
昭和三七年(お) 三四九	強盗殺人、窃盗	黒田年夫	一〇・一八	一	棄却	札幌高	九六
昭和三七年(お)一〇八一	外国人登録法違反	朴原洛	一〇・一九	二	棄却	福岡高	一〇一
昭和三七年(お)一一四一	業務上過失傷害、道路交通法違反	西田秀雄	一〇・一九	二	棄却	札幌高	一〇五

昭和三七年(あ)一一九〇	業務上過失傷害、道路交通法違反	塚本成就	一〇・一九	二棄却	大阪高	一一八
昭和三七年(あ)一二五七	傷害、監禁、暴行、恐喝、売春防止法違反	日比野勝一	一〇・一九	二棄却	東京高	一四九
昭和三七年(あ)一二七四	公職選挙法違反	大崎勝太郎外一名	一〇・一九	二棄却	仙台高	一六五
昭和三七年(あ)一四一六	賍物故買	岡本広	一〇・一九	二棄却	札幌高	一七六
昭和三七年(あ)一四二九	窃盗、賍物牙保	出頭信	一〇・一九	二棄却	東京高	一八〇
昭和三七年(あ)一四五一	公職選挙法違反	松本岩太	一〇・一九	二棄却	福岡高	一八九
昭和三七年(あ)一四五七	窃盗	井上勇	一〇・一九	二棄却	大阪高	一九三
昭和三七年(あ)一四八〇	詐欺	大田黒治生	一〇・一九	二棄却	東京高	二〇三
昭和三七年(あ)一〇四七	殺人、同未遂	金聖招	一〇・二三	三棄却	大阪高	二一〇
昭和三七年(あ)六三三	業務上過失致死	山崎保平	一〇・二五	一棄却	東京高	二二二
昭和三七年(あ)一〇六六	詐欺、恐喝、有印私文書偽造	岩下	一〇・二六	二棄却	福岡高	二二六

昭和三七年(あ)一二二一	物価統制令違反	泉忠男	一〇・二六	二棄却	大阪高	二三三
昭和三七年(あ)一四一二	公職選挙法違反	桜庭喜六	一〇・二六	二棄却	仙台高秋田支	二四〇
昭和三五年(あ)七〇四	外国為替及び外国貿易管理法違反、関税法違反	李重模外一名	一〇・三〇	三棄却	福岡高	二五四

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三四年(お)六三九	収賄、贈賄	谷口正之外二名	一〇・二三	三	棄却	大阪高	一
昭和三六年(お)二五六八	たばこ専売法違反	荒川倉	一〇・四	一	棄却	東京高	二三
昭和三六年(お)二六五四	業務上過失致死、道路交通取締法違反	高橋昇	一〇・四	一	棄却	大阪高	二七
昭和三六年(お)二八八三	恐喝、横領、弁護士法違反	杉尾守	一〇・四	一	棄却	福岡高	三一
昭和三七年(お)二二四	公職選挙法違反	蛯原重之	一〇・四	一	棄却	名古屋高	三五
昭和三七年(お)六二九	公職選挙法違反	小林武四郎	一〇・四	一	棄却	東京高	三九
昭和三七年(お)八八六	関税法違反、たばこ専売法違反、酒税法違反	文永国	一〇・四	一	棄却	福岡高	四七
昭和三七年(お)九五七	私文書偽造、同行使、公正証書原本不実記載、同行使	山部熊彦	一〇・四	一	棄却	福岡高	五二
昭和三七年(お)六二八	傷害、暴行	遠藤猛夫外一名	一〇・九	三	棄却	東京高	五六

昭和三七年(あ)一〇一五	窃盗	中田悦太郎	一〇・九	三乗却	広島高	六四
昭和三七年(あ)一〇五五	業務上過失致死	阿部稔	一〇・九	三乗却	仙台高秋田支	六七
昭和三七年(あ)一〇六一	暴行、器物損壊、傷害	丁永喆	一〇・九	三乗却	大阪高	七⊙
昭和三七年(あ)一〇六九	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	石上正彦	一〇・九	三乗却	仙台高	七三
昭和三七年(あ)一〇九四	業務上過失致死傷、道路交通取締法違反	吉沢政志	一〇・九	三乗却	東京高	七六
昭和三七年(あ)一一三五	公職選挙法違反	山本和平外二名	一〇・九	三乗却	東京高	七九
昭和三七年(あ)一一三六	窃盗	杉田憲二	一〇・九	三乗却	広島高	九二
昭和三七年(あ)一一四二	恐喝、傷害	藤本義男	一〇・九	三乗却	福岡高	九五
昭和三七年(あ)一一八九	窃盗	竹内栄二郎	一〇・九	三乗却	大阪高	九九
昭和三七年(あ)一二〇四	窃盗	金子祐治	一〇・九	三乗却	仙台高秋田支	一〇二
昭和三七年(あ)一二二六	物品税法違反	坂元正典	一〇・九	三乗却	福岡高	一〇六

昭和三七年(あ)一二六四	暴行	岸元泰治郎	一〇・九	三乗却	広島高岡山支	一一〇
昭和三七年(あ)一二八八	公職選挙法違反	井岡四郎外一名	一〇・九	三乗却	東京高	一一三
昭和三七年(あ)一二八九	暴力行為等処罰に関する法律違反、賭博開帳図利、同幇助	小林昭夫外二名	一〇・九	三乗却	東京高	一一七
昭和三七年(あ)一二九二	詐欺、窃盗、横領、業務上横領	尾崎亀吉	一〇・九	三乗却	仙台高	一二二
昭和三七年(あ)一二九七	銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反	河波重男	一〇・九	三乗却	大阪高	一二五
昭和三七年(あ)一三〇〇	売春防止法違反	江田さかゑ	一〇・九	三乗却	大阪高	一三一
昭和三七年(あ)一三〇九	業務上過失致死、道路交通法違反	柴田睦夫	一〇・九	三乗却	東京高	一三五
昭和三七年(あ)一三二一	業務上過失致死、業務上過失傷害、道路交通取締法違反	谷村秀夫	一〇・九	三乗却	大阪高	一四八
昭和三七年(あ)一三二三	強盗致傷	石賀寿雄	一〇・九	三乗却	大阪高	一五一
昭和三七年(あ)一三二七	強姦致傷、強姦未遂	西中義一	一〇・九	三乗却	大阪高	一五四
昭和三七年(あ)一三三五	公職選挙法違反	南川一男外一名	一〇・九	三乗却	名古屋高	一六〇

昭和三七年(あ)一三三六	公職選挙法違反、入江末吉	一〇・九	三	棄却	福岡高	一六四			
昭和三七年(あ)一三四二	火薬類取締法違反、窃盗	大河内勝	一〇・九	三	棄却	大阪高	一六八		
昭和三七年(あ)一三五一	賍物保管	梶川光雄	一〇・九	三	棄却	広島高	一七二		
昭和三七年(あ)一三五四	遺失物横領、住居侵入未遂	敦賀康雄	一〇・九	三	棄却	広島高松江支	一七九		
昭和三七年(あ)一三六〇	公職選挙法違反	遠山隆夫外八名	一〇・九	三	棄却	名古屋高	一八二		
昭和三七年(あ)一三六六	道路交通法違反	山本正義	一〇・九	三	棄却	福岡高	一九二		
昭和三七年(あ)一三七五	窃盗、外国人登録法違反	李正一	一〇・九	三	棄却	大阪高	一九五		
昭和三七年(あ)一三八四	道路交通法違反	河上義春	一〇・九	三	棄却	高松高	一九八		
昭和三七年(あ)一四〇七	麻薬取締法違反	上林勝	一〇・九	三	棄却	大阪高	二〇一		
昭和三七年(あ)一四一四	詐欺、窃盗	宮前茂市	一〇・九	三	棄却	高松高	二〇六		
昭和三七年(あ)一四二二	窃盗	上野幹夫	一〇・九	三	棄却	大阪高	二〇九		

昭和三七年(あ)一五四七	窃盗	山永克己	一〇・九	三	棄却	福岡高	二一二		
昭和三七年(あ)六四二	公職選挙法違反	鈴木友吉	一〇・一一	一	棄却	東京高	二一六		
昭和三七年(あ)七一四	業務上過失致死	近藤弘	一〇・一一	一	棄却	大阪高	二二二		
昭和三七年(あ)七一八	売春防止法違反	山岸繁次	一〇・一一	一	棄却	大阪高	二二五		
昭和三七年(あ)七三六	営利拐取	中岸貞雄	一〇・一一	一	棄却	名古屋高金沢支	二二八		
昭和三七年(あ)七七五	窃盗	呉秋子	一〇・一一	一	棄却	大阪高	二三八		
昭和三七年(あ)八四五	業務上過失傷害	石橋義弘	一〇・一一	一	棄却	大阪高	二四一		
昭和三七年(あ)八四八	業務上横領	中村要造	一〇・一一	一	棄却	札幌高	二四五		
昭和三七年(あ)一二一四	傷害	山崎安博	一〇・一二	一	棄却	札幌高	二五〇		
昭和三七年(あ)一二九五	住居侵入、窃盗未遂	柏木隆男	一〇・一二	一	棄却	大阪高	二五四		
昭和三七年(あ)一三〇四	横領	呉太圭	一〇・一一	一	棄却	東京高	二五九		

昭和三七年(あ)一三三一	公職選挙法違反	横山謙一	一〇・一一	一棄却	名古屋高	二六四		
昭和三七年(あ)一三五二	暴行、脅迫、傷害	中村輝人	一〇・一一	一棄却	広島高	二六九		
昭和三七年(あ)一三七〇	公職選挙法違反	講殿仁四雄	一〇・一一	一棄却	大阪高	二七三		
昭和三七年(あ)一三七九	銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反	山川力	一〇・一一	一棄却	福岡高	二七六		

刑事決定（2）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三七年(あ)一五五〇	傷害、窃盗、賭物故買、賭物牙保、外国人登録法違反	康勝勇	一〇・一二	二	棄却	大阪高	一
昭和三七年(あ)一三九三	恐喝、賭物牙保、窃盗、銃砲刀剣類等所持取締法違反	金外一名鐘	一〇・一五	二	棄却	大阪高	八
昭和三七年(あ)一五六八	詐欺、窃盗	斎藤励司	一〇・一五	二	棄却	東京高	一五
昭和三五年(あ)三八四	食糧管理法違反	池口酉松	一〇・一六	三	棄却	名古屋高金沢支	二六
昭和三五年(あ)一三四七	窃盗、賭物寄蔵	酒井孝夫	一〇・一六	三	棄却	東京高	三〇
昭和三五年(あ)一五七五	麻薬取締法違反	岩淵信	一〇・一六	三	棄却	東京高	三四
昭和三六年(あ)二〇二六	殺人、同未遂、傷害	鄭今烈外三名	一〇・一六	三	棄却	大阪高	四〇
昭和三七年(あ)九七四	窃盗	正村国行	一〇・一六	二	棄却	福岡高	四六
昭和三七年(あ)一〇六八	詐欺	佐々木瞭外一名	一〇・一六	二	棄却	仙台高	四九

昭和三七年(あ)一一〇三	入場税法違反	渡辺嘉文	一〇・一六	二棄却	東京高	五四
昭和三七年(あ)一一一六	窃盗	角田匡	一〇・一六	二棄却	広島高松江支	六五
昭和三七年(あ)一一三四	業務上過失致死、道路交通取締法違反	市川孝軌	一〇・一六	二棄却	東京高	六八
昭和三七年(あ)一一四四	傷害、銃砲刀剣類等所持取締法違反	赤塚弘太郎	一〇・一六	二棄却	仙台高	七一
昭和三七年(あ)一一六五	道路交通法違反	荒井武男	一〇・一六	二棄却	仙台高	七五
昭和三七年(あ)一一六九	売春防止法違反	高井弘	一〇・一六	二棄却	大阪高	七九
昭和三七年(あ)一一八〇	賍物牙保、賍物寄蔵	疋田勘七外一名	一〇・一六	二棄却	名古屋高	八三
昭和三七年(あ)一一八八	業務上過失傷害、道路交通取締法違反	大伴敏信	一〇・一六	二棄却	大阪高	九三
昭和三七年(あ)一一九三	業務上横領、横領	東野盛英	一〇・一六	二棄却	大阪高	九六
昭和三七年(あ)一一九七	麻薬取締法違反	朴水竜外一名	一〇・一六	二棄却	福岡高	一一一
昭和三七年(あ)一二〇三	窃盗、傷害	菊川庄太郎	一〇・一六	二棄却	大阪高	一一八

昭和三七年(あ)一二一二	詐欺	森重サト	一〇・一六	二棄却	大阪高	一二一
昭和三七年(あ)一二二五	道路運送法違反、道路交通法違反	韓正煥	一〇・一六	二棄却	福岡高	一二七
昭和三七年(あ)一二三二	横領	鎌田憲一	一〇・一六	二棄却	福岡高宮崎支	一三〇
昭和三七年(あ)一二四六	公務執行妨害	岩崎正男	一〇・一六	二棄却	東京高	一三三
昭和三七年(あ)一二五二	業務上過失致死、道路交通法違反	富島吉男	一〇・一六	二棄却	東京高	一四一
昭和三七年(あ)一二六六	現住建造物等放火	沼田吉太郎	一〇・一六	二棄却	仙台高	一四五
昭和三七年(あ)一二九六	窃盗	申泰淳	一〇・一六	二棄却	大阪高	一五〇
昭和三七年(あ)一三三八	窃盗	森亨	一〇・一六	二棄却	福岡高	一五四
昭和三七年(あ)一三四一	住居侵入、建造物損壊、暴力行為等処罰に関する法律違反	桜井和美	一〇・一六	二棄却	大阪高	一五八
昭和三七年(あ)一三六二	詐欺、同未遂	時本虎男	一〇・一六	二棄却	広島高	一六四
昭和三七年(あ)一四〇六	自転車競技法違反	久保義明	一〇・一六	二棄却	大阪高	一六九

昭和三七年(あ)一四三二	窃	盗	小松頼正	一〇・一六	二棄却	東京高	一七三
昭和三七年(あ)一四三五	窃	盗	巴きくい	一〇・一六	二棄却	東京高	一七七
昭和三七年(あ)一四三八	窃盗未遂	小松健一郎	一〇・一六	二棄却	東京高	一八一
昭和三七年(あ)一四四四	公職選挙法違反	宮脇省	一〇・一六	二棄却	東京高	一八七
昭和三七年(あ)一四七四	詐欺	野口昇	一〇・一六	二棄却	広島高	一九二
昭和三七年(あ)一四七七	窃盗	佐川行男	一〇・一六	二棄却	東京高	一九五
昭和三七年(あ)一五四三	傷害	中崎重治	一〇・一六	二棄却	名古屋高	二〇三
昭和三七年(あ)一六七六	準強姦	大野通也	一〇・一六	三棄却	東京高	二〇七
昭和三七年(あ)一七五八	現住建造物放火	今辻静江	一〇・一六	二棄却	福岡高宮崎支	二一四
昭和三六年(あ)二九一三	窃盗	日比広三郎	一〇・一八	一棄却	名古屋高	二四五
昭和三六年(あ)二九三六	業務上過失致死	森是也	一〇・一八	一棄却	東京高	二四八

昭和三六年(あ)二九五〇	強姦、恐喝	沼尻清	一〇・一八	一棄却	東京高	二五六
昭和三六年(あ)二九九四	公正証書原本不実記載、同行使、詐欺	佐藤広治	一〇・一八	一棄却	東京高	二六〇
昭和三七年(あ)一〇三三	公職選挙法違反	三原栄助	一〇・一八	一棄却	東京高	二六四
昭和三七年(あ)一一〇五	公職選挙法違反	倉持義男	一〇・一八	一棄却	東京高	二七〇
昭和三七年(あ)一一二一	公職選挙法違反	石川慶夫	一〇・一八	一棄却	仙台高	二七四
昭和三七年(あ)一一七九	公職選挙法違反	安徳義雄外一名	一〇・一八	一棄却	高松高	二八四

刑事決定（3）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第二審又は原審	丁数
昭和三七年(あ)一〇〇六	関税法違反	秋田正夫	一〇・一九	二	棄却	広島高	一
昭和三七年(あ)一〇一八	強姦致傷、銃砲刀剣類等所持取締法違反、暴行、傷害	藤田忠行	一〇・一九	二	棄却	広島高岡山支	四
昭和三七年(あ)一一五二	窃盗	大黒凱之	一〇・一九	二	棄却	大阪高	八
昭和三七年(あ)一一六七	賍物故買	池北義則	一〇・一九	二	棄却	大阪高	一四
昭和三七年(あ)一一七六	公職選挙法違反	内田定右衛門外一名	一〇・一九	二	棄却	名古屋高	一七
昭和三七年(あ)一二五五	傷害、銃砲刀剣類等所持取締法違反、脅迫	林桂石	一〇・一九	二	棄却	東京高	二二
昭和三七年(あ)一三三四	傷害致死	桜井仙二郎	一〇・一九	二	棄却	名古屋高	二七
昭和三七年(あ)一五七〇	横領、詐欺	増田章一	一〇・一九	二	棄却	東京高	三二
昭和三七年(あ)　九四九	業務上過失致死、道路交通法違反	ジョン・イ・ノブス	一〇・二二	二	棄却	東京高	三六

昭和三七年(あ)一一三二	売春防止法違反	酒井モン	一〇・二二	二乗	却	東京高	四八	
昭和三七年(あ)一一五九	窃盗	清水清治	一〇・二二	二乗	却	大阪高	五二	
昭和三七年(あ)一二四二	恐喝、強姦致傷	高瀬正夫 外一名	一〇・二二	二乗	却	東京高	五七	
昭和三七年(あ)一三二〇	窃盗	村上肇	一〇・二二	二乗	却	大阪高	六二	
昭和三七年(あ)一三五六	恐喝、窃盗	伊藤清	一〇・二二	二乗	却	広島高	六五	
昭和三七年(あ)一四四八	強姦致傷	高橋伯夫	一〇・二二	二乗	却	仙台高	七二	
昭和三七年(あ)一四六〇	賍物収受、賍物故買、賍物牙保	山崎金之助	一〇・二二	二乗	却	大阪高	八一	
昭和三六年(あ)二一四二	業務上過失傷害	滝林平	一〇・二三	三乗	却	東京高	八五	
昭和三七年(あ)九五九	殺人、同未遂	角田市次 外一名	一〇・二三	三乗	却	福岡高	八八	
昭和三七年(あ)一〇二一	詐欺、同未遂	樋口芳男	一〇・二三	三乗	却	広島高岡山支	九五	
昭和三七年(あ)一一〇七五	詐欺	小原田定宏	一〇・二三	三乗	却	福岡高	一〇〇	

昭和三七年(あ)一一六六	業務上横領	川口芳広	一〇・二三	三乗	却	大阪高	一〇五	
昭和三七年(あ)一二一六	有印公文書偽造、同行使、詐欺未遂	田中英俊	一〇・二三	三乗	却	福岡高宮崎支	一一一	
昭和三七年(あ)一二五八	賍物牙保	武智勝美	一〇・二三	三乗	却	高松高	一一四	
昭和三七年(あ)一二六七	窃盗	福原秀勇	一〇・二三	三乗	却	広島高岡山支	一一八	
昭和三七年(あ)一二七三	強姦、傷害	大橋幸次	一〇・二三	三乗	却	福岡高	一二七	
昭和三七年(あ)一二七六	詐欺、横領	加茂正雄	一〇・二三	三乗	却	名古屋高金沢支	一三三	
昭和三七年(あ)一三二四	公職選挙法違反	大谷隆 外二名	一〇・二三	三乗	却	大阪高	一三九	
昭和三七年(あ)一三三九	業務上横領	矢野豊	一〇・二三	三乗	却	大阪高	一四三	
昭和三七年(あ)一三四七	詐欺	水敏	一〇・二三	三乗	却	名古屋高	一四九	
昭和三七年(あ)一三四八	傷害致死	西本鷹市	一〇・二三	三乗	却	広島高	一五三	
昭和三七年(あ)一三六九	傷害、傷害致死	稲垣守	一〇・二三	三乗	却	大阪高	一五七	

昭和三七年(あ)一三七二	窃盗、賍物運搬	崔	正盛	一〇・二三	三棄却	大阪高	一六一		
昭和三七年(あ)一四二五	詐欺	富田正一郎		一〇・二三	三棄却	仙台高	一六四		
昭和三七年(あ)一四三三	贈賄	大森武之介		一〇・二三	三棄却	東京高	一六七		
昭和三七年(あ)一四三九	詐欺	渡辺信作		一〇・二三	三棄却	東京高	一七一		
昭和三七年(あ)一四六一	賍物故買	金卜東		一〇・二三	三棄却	大阪高	一七六		
昭和三七年(あ)一四七一	賍物寄蔵	宮城島国治		一〇・二三	三棄却	札幌高	一七九		
昭和三七年(あ)一四九三	窃盗、賍物牙保	北川昭		一〇・二三	三棄却	東京高	一八二		
昭和三七年(あ)一五〇三	恐喝未遂	日野満夫		一〇・二三	三棄却	大阪高	一八八		
昭和三七年(あ)一五〇八	公職選挙法違反	中原孟		一〇・二三	三棄却	広島高岡山支	一九三		
昭和三七年(あ)一五一四	公職選挙法違反	赤沢勉		一〇・二三	三棄却	広島高岡山支	一九八		
昭和三七年(あ)一五二七	窃盗	星川恵児		一〇・二三	三棄却	広島高岡山支	二〇一		

昭和三七年(あ)一五四五	窃盗、建造物侵入、窃盗未遂	鴨志田	新二郎	一〇・二三	三棄却	大阪高	二一五		
昭和三四年(あ)二二三七	不正談合、同幇助	岩田達夫	外二名	一〇・二四	二棄却	福岡高	二二一		
昭和三七年(あ)一一一九	たばこ専売法違反	斎藤武雄		一〇・二四	二棄却	東京高	二三七		
昭和三七年(あ)一一八三	器物毀棄、傷害、窃盗、賍物牙保	丁	善診	一〇・二四	二棄却	大阪高	二四〇		
昭和三七年(あ)一二二七	詐欺	早田	吉夫	一〇・二四	二棄却	福岡高	二四三		
昭和三七年(あ)一二四四	詐欺	桜井	八郎 外一名	一〇・二四	二棄却	東京高	二五四		
昭和三七年(あ)一三五〇	暴行、強姦致傷、恐喝、強姦致傷幇助	檜西	英民 外一名	一〇・二四	二棄却	広島高	二七六		
昭和三七年(あ)一三五三	窃盗、塩専売法違反、賍物収受	作野	喜与 外一名	一〇・二四	二棄却	広島高松江支	二八二		
昭和三七年(あ)一四二四	公務執行妨害、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	伊賀	寛	一〇・二四	二棄却	大阪高	二八五		

刑事決定（4）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三七年(あ)三八五	窃盗	崔永洙	一〇・二五	一	棄却	東京高	一
昭和三七年(あ)八〇六	暴行、傷害	横山亮三郎	一〇・二五	一	棄却	仙台高	二八
昭和三七年(あ)八一二	詐欺	阿部広治	一〇・二五	一	棄却	東京高	三四
昭和三七年(あ)八七四	業務上横領	丸山勝治	一〇・二五	一	棄却	仙台高	三八
昭和三七年(あ)九四五	詐欺	高木ナミ	一〇・二五	一	棄却	東京高	四二
昭和三七年(あ)一〇一七	道路交通法違反	中尾武	一〇・二五	一	棄却	広島高岡山支	四八
昭和三七年(あ)一〇四〇	暴行、傷害	金光郁	一〇・二五	一	棄却	東京高	五一
昭和三七年(あ)一〇四八	傷害致死	橋詰鉄夫	一〇・二五	一	棄却	大阪高	五四
昭和三七年(あ)一一一九	強姦致死、殺人、窃盗、傷害、恐喝	斎藤実	一〇・二五	一	棄却	仙台高	五七

昭和三七年(あ)	一一三一	軽犯罪法違反	柳	佳男	一〇・二五	一	棄却	東京高	六五
昭和三七年(あ)	一二二四	横領	森	利雄	一〇・二五	一	棄却	福岡高	六八
昭和三七年(あ)	一三四三	公職選挙法違反	遠藤	茂嗣	一〇・二五	一	棄却	仙台高	七二
昭和三七年(あ)	一三七八	窃盗	中林	佐内	一〇・二五	一	棄却	福岡高	七八
昭和三七年(あ)	一三八〇	公職選挙法違反	橋本	八百二	一〇・二五	一	棄却	仙台高	八六
昭和三七年(あ)	一三八八	窃盗	古川	守	一〇・二五	一	棄却	高松高	九一
昭和三七年(あ)	一四三一	道路運送法違反	金谷	政雄	一〇・二五	一	棄却	東京高	九五
昭和三七年(あ)	一五〇九	公職選挙法違反	河田	新	一〇・二五	一	棄却	広島高岡山支	九九
昭和三七年(あ)	一五一二	売春防止法違反	喜楽有限会社 外一名		一〇・二五	一	棄却	広島高岡山支	一〇四
昭和三七年(あ)	四八九	殺人、同未遂、死体遺棄、爆発物取締罰則違反	西村	楠義	一〇・二六	二	棄却	高松高	一〇八
昭和三七年(あ)	七八三	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、恐喝、傷害致死、器物毀棄	中谷	重一 外一名	一〇・二六	二	棄却	大阪高	一一九

昭和三七年(あ)	八七一	公職選挙法違反	須山	美邦	一〇・二六	二	棄却	広島高岡山支	一二八
昭和三七年(あ)	一三二六	公職選挙法違反	南川	正一 外三名	一〇・二六	二	棄却	名古屋高	一三一
昭和三七年(あ)	一三三二	公職選挙法違反	駒田	九一郎 外四名	一〇・二六	二	棄却	名古屋高	一三七
昭和三七年(あ)	一三四四	詐欺	林	秀根	一〇・二六	二	棄却	大阪高	一四三
昭和三七年(あ)	一四九六	公職選挙法違反	村田	浜吉	一〇・二六	二	棄却	東京高	一五二
昭和三三年(あ)	一七二七	公文書変造、同行使、詐欺、公文書偽造、同行使、詐欺、贈賄	君塚	喜市郎 外一名	一〇・三〇	三	棄却	大阪高	一六〇
昭和三六年(あ)	八二六	収賄、贈賄	松岡	松平 外一名	一〇・三〇	三	棄却	名古屋高金沢支	一六七
昭和三七年(あ)	一六三〇	詐欺、同未遂	上田	徳重	一〇・三〇	三	棄却	高松高	一四七

刑事雑（全）

事件番号	事件名	被告人又は申立人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
	判決訂正の申立						
昭和三七年(み)二九	公職選挙法違反被告事件についてなした判決に対する訂正の申立	高橋銀治（堀末蔵）外一名	一〇・六	二	棄却		一
	特別抗告の申立						
昭和三七年(し)三七	猥褻図画販売猥褻図画販売目的所持被告事件についてした上訴権回復請求棄却決定に対する即時抗告の申立	加堂正一（川崎勇次）	一〇・二	三	棄却	大阪高	四
昭和三七年(し)三四	業務上横領、横領、有価証券偽造、同行使、詐欺被告事件についてした上訴権回復請求棄却決定に対する異議申立	小岩井勇吾	一〇・九	三	棄却	東京高	八
昭和三七年(し)四〇	刑訴二六二条による審判請求事件についてした請求棄却決定に対する抗告棄却決定に対する特別抗告の申立	上野国男（高橋秋一郎）	一〇・九	三	棄却	東京高	一三
昭和三七年(し)四五	刑訴二六二条による審判請求事件につきなした抗告棄却の決定に対する特別抗告の申立	木下イト	一〇・一一	一	棄却	福岡高宮崎支	一六
昭和三七年(し)四六	私文書偽造、同行使、公正証書原本不実記載、同行使、被告事件の判決に対する再審請求事件につきなした請求棄却の決定に対する即時抗告事件についてなした抗告棄却の決定に対する特別抗告の申立	高木光士	一〇・一五	二	棄却	東京高	二二
昭和三七年(し)四四	付審判請求棄却決定に対する抗告事件につきした抗告棄却決定に対する特別抗告の申立	木下イト	一〇・一六	三	棄却	福岡高宮崎支	二四

昭和三七年(し)	三九	恐喝被告事件につきなした保釈請求却下決定に対する抗告棄却決定に対する特別抗告の申立	田中幾三郎外三名(劉勝光)	一〇・二二	二棄却	大阪高	二八
昭和三七年(し)	四三	刑事訴訟法二六二条による審判請求事件につきなした請求棄却決定に対する抗告棄却決定に対する特別抗告の申立	木下イト	一〇・二二	二棄却	福岡高宮崎支	四六
昭和三七年(し)	四八	恐喝、同未遂、銃砲刀剣類等所持取締法違反保護事件につきなした抗告棄却決定に対する再抗告の申立	荒井金雄外一名(小松志郎)	一〇・二二	一棄却	東京高	五〇
昭和三七年(し)	四七	刑訴二六二条による付審判請求事件につきなした請求棄却決定に対する抗告棄却決定に対する特別抗告の申立	木下イト(芝四郎)	一〇・二三	三棄却	福岡高宮崎支	五六
昭和三七年(し)	三八	詐欺被告事件につきなした控訴棄却決定に対する異議申立事件につきした異議申立棄却決定に対する特別抗告の申立	木村幸太郎	一〇・二五	一棄却	福岡高	六二
昭和三七年(し)	四九	道路交通法違反等被告事件の控訴棄却決定に対する異議申立につきなした異議申立棄却決定に対する特別抗告の申立	飯野豊治(武田和幸)	一〇・二六	二棄却	名古屋高	六六
昭和三七年(し)	一一	強盗殺人被告事件につきなした確定判決に対する再審請求事件につきした再審開始決定に対して検察官の異議申立に対して再審開始決定を取消して再審請求を棄却する決定に対する特別抗告の申立	吉田石松	一〇・三〇	大取消自判	名古屋高	七一
昭和三七年(わ)	一四一	麻薬取締法違反	房英讃	一〇・三	二免除		八四
昭和三七年(わ)	一四六	窃盗、恐喝	金孝司	一〇・九	三免除		八五
昭和三七年(わ)	一四七	恐喝、詐欺	神田時宗	一〇・九	三棄却		八七

訴訟費用

昭和三七年(わ)	一四八	窃盗、賍物牙保	塩谷浩	一〇・九	三棄却		八八
昭和三七年(わ)	一四九	住居侵入	内山信隆	一〇・九	三免除		八九
昭和三七年(わ)	一四三	殺人、殺人未遂	福島末博	一〇・一二	二免除		九一
昭和三七年(わ)	一四四	殺人、殺人未遂、兇器準備集合	山下雅顕	一〇・一二	二免除		九二
昭和三七年(わ)	五四三	売春防止法違反	増田千代子	一〇・一五	二棄却		九三
昭和三七年(わ)	一五一	恐喝、銃砲刀剣類等所持取締法違反	高佐利三	一〇・二三	三免除		九四
昭和三七年(わ)	一四二	業務上横領	長沢信一	一〇・二四	二免除		九六

異議の申立

昭和三七年(す)	三〇四	放火被告事件につきなした上告棄却の決定に対する異議の申立	金君孝	一〇・三	一棄却		九七
昭和三七年(す)	三〇六	放火被告事件につきなした上告棄却の決定に対する異議の申立	牧野(金)君芳夫(孝)	一〇・三	一棄却		一〇〇
昭和三七年(す)	二九八	詐欺被告事件につきなした上告棄却の決定に対する異議の申立	榎薫	一〇・四	一棄却		一〇二

昭和三七年(す)	三〇七	賍物故買被告事件につきなした上告棄却の決定に対する異議の申立	西山芳昭	一〇・八	二	棄却	一〇四
昭和三七年(す)	二九九	公務執行妨害、傷害被告事件につきなした上告棄却の決定に対する異議の申立	関原勇（大塚辰 外一名 紀 外二名）	一〇・九	三	棄却	一〇六
昭和三七年(す)	二九九 三〇〇	公務執行妨害、傷害被告事件につきなした上告棄却の決定に対する異議の申立	関原勇（佐藤安正 外二名）	一〇・九	三	取消棄却	一一〇
昭和三七年(す)	三〇一	賍物故買、賍物牙保被告事件につきなした上告棄却の決定に対する異議の申立	小中公毅（平野軍治）	一〇・九	三	棄却	一一五
昭和三七年(す)	三一〇	詐欺被告事件につきなした上告棄却の決定に対する異議の申立	佐藤茂治	一〇・九	三	棄却	一二一
昭和三七年(す)	三一七	窃盗被告事件につきなした上告棄却の決定に対する異議の申立	山本和男	一〇・九	三	棄却	一二四
昭和三七年(す)	三一八	強盗被告事件につきなした上告棄却の決定に対する異議の申立	豊田稔充	一〇・九	三	棄却	一二七
昭和三七年(す)	三一二	強盗、窃盗被告事件につきなした上告棄却の決定に対する異議の申立	崔正博	一〇・一二	二	棄却	一三一
死亡							
昭和三七年(あ)	二七八	受託収賄、単純収賄	鏑木忠正	一〇・二	二	棄却	東京高 一三四
昭和三七年(あ)	一九〇二	職業安定法違反	高井正吾	一〇・二二	二	棄却	名古屋高金沢支 一三六

昭和三七年(あ)	二二四一	麻薬取締法違反	金永祚	一〇・二三	三	棄却	大阪高 一三八
その他							
昭和三七年(す)	三〇三	常習累犯窃盗被告事件につきなした上告棄却の決定に対する抗告の申立	生田秀一	一〇・八	二	棄却	一四〇
昭和三七年(す)	三一四	公務執行妨害傷害被告事件につきなした管轄移転請求棄却決定に対する特別抗告の申立	中谷高男	一〇・九	三	棄却	一四二
昭和三七年(す)	二八六	業務妨害、器物毀棄、農地調整法違反被告事件につきなした判決に対する再審請求、並に広島高等検察庁に対する不服申立に対する検察官のした処分に対する異議申立についてした再審請求棄却、異議申立却下の決定に対する即時抗告の申立	藤井了	一〇・一一	一	棄却	広島高 一四四
昭和三七年(す)	三二一	殺人未遂被告事件につきなした上告棄却の決定に対する訂正の申立	対馬郁之進（佐藤太作）	一〇・三〇	三	棄却	一四八
昭和三七年(す)	三二五	刑訴二六二条による付審判請求事件についてした特別抗告棄却決定に対する異議の申立	上野国男（高橋秋一郎）	一〇・三〇	三	棄却	一五一

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第二審又は原審	丁数
昭和三七年(あ)一七六〇	銃砲刀剣類等所持取締法違反	小川俊之	一〇・三	二	棄却	福岡高	二二七
昭和三七年(あ)一七九八	道路交通法違反、業務上過失傷害	小西勝	一〇・九	三	棄却	大阪高	二二九
昭和三七年(あ)一八五〇	道路交通法違反、公務執行妨害	李命秀	一〇・九	三	棄却	札幌高	二三一
昭和三七年(あ)一八二五	業務上過失致死	兵庫達三	一〇・一五	二	棄却	広島高	二三三
昭和三七年(あ)一八五三	公職選挙法違反	藤森嘉祐	一〇・一五	二	棄却	広島高岡山支	二三五
昭和三七年(あ)一九一四	重過失傷害、同致死、道路交通法違反	大竹朝治	一〇・二五	一	棄却	大阪高	二三七
昭和三七年(あ)一九一七	公職選挙法違反	井村松治外一名	一〇・二五	一	棄却	大阪高	二三九
昭和三七年(あ)一九三七	有価証券虚偽記入、同行使、詐欺、同未遂、業務上横領、道路交通取締法違反、業務上過失傷害	伊藤善吉	一〇・二五	一	棄却	大阪高	二四一
昭和三七年(あ)一九五八	道路運送法違反	橋本秀広外三名	一〇・二六	二	棄却	大阪高	二四三